## 新計画策定会議国際問題検討WG(第3回)

#### 議事録

- 1.日 時 平成17年4月11日(月)14:00~16:30
- 2.場 所 虎ノ門三井ビル(2階) 原子力安全委員会 第1、2会議室
- 3.議 題
  - (1)原子力利用に関する国際展開のあり方
  - (2)その他

## 4.配布資料

資料第1号 原子力に関する国際展開のあり方

資料第2号 原子力産業の国際展開に関する提言(案)

資料第3号 委員からいただいたご質問について

資料第4号 国際問題検討ワーキンググループにおける論点の整理(素案)

資料第5号 新計画策定会議 国際問題検討WG(第2回)議事録

資料第6号 御発言メモ

参考資料 1 「原子力産業の国際展開に関する提言」【案】

## 5. 出席者

W G 委員: 内藤委員(座長)、遠藤顧問、竹内代理(岡崎委員)、神田委員、鈴木委員、 須藤委員、宅間委員、千野委員、齊藤代理(庭野委員)、武黒代理(藤委員)、 山名委員

原子力委員:近藤委員長(新計画策定会議議長)、齋藤委員長代理、町委員、木元委員、 前田委員

内閣府: 戸谷参事官、後藤企画官、森本企画官、犬塚補佐

#### 6.議事概要

森本企画官 それでは、時間になりました。皆さんおそろいでございますので、国際問題 検討ワーキンググループ第3回を開催させていただきたいと思います。

それでは内藤座長、よろしくお願いいたします。

内藤座長 過去2回、各委員から大変活発なご発言をいただきまして、真摯なご審議をいただきましたことを感謝しております。

今回、このワーキンググループも第3回となりまして、いよいよ検討項目の3番目の原子力の国際展開について、議論を進めてまいります。なお、それに加えまして、このワーキンググループの新計画策定会議への報告ということで、これまでの審議、論点をまとめました論点整理もきょうは議題に上っておりますので、各委員、よろしくお願いいたします。

それで、一応開催通知では16時半までということでございますが、盛りだくさんでございますので、若干時間が延びる可能性もあることを予めお含みおきいただきたいと思います。

本日は黒澤先生がご欠席でございます。それから、若林委員が岡崎日本原子力研究所理事 長の代理としてご出席いただきましたが退職されまして、その後任として竹内日本原子力研 究所国際協力室長が代理でご出席でございます。もしごあいさつがありましたら、よろしく お願いします。

竹内代理 本日から前若林室長のかわりに、私4月1日から日本原子力研究所の国際協力 室長に就任いたしまして、理事長のかわりに私が代理出席させていただくことになりました。 よろしくお願いいたします。

森本企画官 それでは、最初に資料確認をさせていただきたいと思います。

お手元に議事次第、それから座席表、それから今、ごあいさついただきました竹内室長のお名前も入った名簿、以降、番号がついた資料が資料1から6まで、それから参考資料がございます。

資料第1号がきょうの議題の1つ目の関係でございます。国際展開のあり方という横長の 資料、それから資料第2号が、原子力産業会議の方から、後ほど宅間委員の方からご説明を いただく国際展開に関する提言、それから資料第3号が委員からいただいたご質問について、 それから資料第4号が論点の整理の素案としたものでございます。それから資料第5号が前 回の議事録、それから資料第6号が鈴木委員のご発言メモでございます。

なお、参考資料の方は、資料第2号で宅間委員の方からご説明をいただくものの本文というのでしょうか、文章の方でございます。それからなお、詳細なご説明を省く都合で、資料第3号につきましては、前回鈴木委員の方からご質問のあった予算の関係と、それから機微技術の協定上の扱い、これはいずれも数字とそれから文章でございますので、後ほどご参照いただくということで説明は割愛させていただきますので、ご了解いただければと思います。

それでは、資料の確認は以上でございます。

内藤座長 お手元の資料で落丁等はございませんでしょうか。ないようでしたら、それで は説明にもう入ってよろしいですか。

森本企画官 竹内委員だけが新しく入られたのですが、ネームプレートを立てていただい て発言いただき、座長の指名を受けてからご発言いただくといういつものルールでお願いい たします。

内藤座長 それでは、資料の説明を事務局からお願いするわけですが、最初にワーキンググループの3つ目の検討事項であります原子力に関する国際展開のあり方、これについてまず審議に入ります。これにつきましては、事務局から資料についてのご説明をいただいた後に、引き続いて宅間委員から原産の方でまとめられました原子力産業の国際展開に関する提言についてご説明いただきます。

このご議論の後に、3番目の議題であります、3回行いましたこのワーキンググループでの検討のまとめということで、国際問題検討ワーキンググループにおける論点の整理、素案についてご審議、ご議論いただきたいと思っております。

それでは、早速審議に入りたいと思います。よろしくお願いします。

森本企画官 それでは、最初に事務局の方で作成いたしました資料第1号に沿ってご説明を申し上げたいと思います。これまでの資料と同じように、表紙をめくっていただきますと目次がございますので、全体の構成を見ていただければと思います。

一番最初に、国際展開に関する現行長期計画の記載、それから輸出の実績について若干の統計のデータを示しております。それから、我が国の輸出管理、あるいは輸出支援について、これまで講じてきていることを3つ目に。それから4つ目に、特に本日ご議論いただきたい論点について項目を列挙する形で示してございます。なお、20ページ以降に参考資料が幾つかございますが、これは適宜ちょっと触れてはいきたいと思いますが、説明は割愛します。

それでは、最初に資料、現行長期計画の記載を3ページから5ページまで記載しております。一部抜粋しながらご説明したいと思います。基本的な考え方として、原子力の国際的課題への取り組みということで挙げておりまして、前々回の第1回目でも核不拡散の話がありましたが、その関係で3ページの最後に輸出管理の実施について挙げてあります。

それから、4ページは地域別課題への取り組みということで、前回の国際協力の議論ともかなりダブってくる話でございますが、特にアジア諸国への地域別の対応ということで、パラグラフ2つ目に、アジア諸国の原子力発電所建設計画への対応についてということで、現行長計に記載がございます。民間主体で商業ベースにより協力していくのが適当、また一方で国が相手国との協力関係の進捗に応じて、具体的なニーズを踏まえ云々というような環境の整備について記載がございます。

それから、5ページにより詳細に国際展開について記載がございます。第1回目に神田委員の方からご指摘いただいたところの詳細なものをすべてここで書いてありますので、漏れがないかと思います。ちょっと5ページの内容、詳細に触れるのをやめますが、基本的には手前で原子力供給産業の競争力の向上ということを書きつつ、特に後半でアジア諸国からの引き合いに応じて、機器供給を中心とした国際展開を積極的に図ることが期待されるというように書いてあります。また後段では、国の二国間協力協定による枠組みづくり、あるいは法整備の支援、技術協力等の環境整備を行っていくことが必要というように官民への期待と役割を記載してございます。

6ページ以降に、輸出実績の統計、あるいは発電所別の記載を挙げてございます。

7ページ目に、原子力発電機器の過去の輸出実績について、日本電機工業会さんの方でつくられた資料でございます。国別、それから品名、あるいは発電所が一部書いてもありますが、古いものでは70年代からですが、比較的90年代あるいは2000年代に入って個別の機器ではございますが出ております。幾つか紹介しますと、米国では、原子炉容器の上部、あるいはスチームジェネレーター等について既に輸出した、あるいは今後輸出の引き合いが決まっているもの、それからメキシコはちょっと古いものでございますが、欧州なんかでも、最近の機器の更新等に伴って機材が出ております。欧州で話題になっていますフィンランドの発電所に圧力容器の輸出があります。また、右側の欄にアジアで過去、中国、台湾等に、これも炉内構造物、原子炉圧力容器等々、個別の機器ではございますが、秦山を中心に輸出がなされております。

それから、8ページにつきましては、これは原子力発電機器以外のものでございます。放射線機器でございますが、これはご参考までということで、輸出額で大体600億ぐらいの数字、またそのうちアジアが3割強出ているというものでございます。

それで、9ページ以降に、しからばその輸出に関して、基本的に輸出を、物が出ていくという際に、それ自体が悪いわけではなくて、原子力の特有の事項としてどのような留意事項、あるいは輸出管理の枠組みがあるかということでご説明をしております。

10ページから具体的に外為法の記載がございます。これも核不拡散のところで既に資料でご提示しておりますので、ダブったご説明にはなりますが、外為法の規定の輸出貿易管理令に具体的に規制対象の機器、あるいは規制対象の技術、こちらの方は書類の方でございますが、それを提供行う際に、経済産業大臣の許可が必要であるということになっています。この品目や技術の移転について許可が行われる前提として、ページの下にあります4つの項目を、主な内容とする相手国政府の保証を得てから輸出がなされる必要があるということでございます。

それから、11ページに入りまして、輸出を行う際に、国際協力銀行、あるいは日本貿易

保険から輸出金融の関係の支援スキームがございます。ただ、一方でそれを行う前提として、金額の大きな輸出案件について、そういう輸出信用を行う際に、経済産業省が安全確認の要請を受けて、この から の3つの確認作業を行うことという制度を設けております。これはある意味では輸出の際の輸出信用というバックアップの仕組みなんですが、その際に安全性等の確認について専門的な判断が必要だということで、経済産業省が平成8年に新たに制度を創設したものでございまして、これまでこうした制度整備を行った結果、アジア向けでいえば、貿易保険が9件、輸出金融融資で6件の実績ができているところでございます。

それから、12ページ以降に、先ほどご説明した4つの条件の中に、再移転規制というものがあったのですが、特に米国の再輸出管理が行われていることから、米国から輸出された、日本へ一度入ってきたもので再度出ていくようなものとか、そういうものについて規制がかかっております。これにつきましては、12ページの下の参考1の表にありますが、米国の複数の省庁が関連法規を持っていまして、原子力関係の品目、あるいは物資、それについて規制がかかっております。

13ページに、米国の商務省による規制、それから産業安全保障局の許可が必要となるような場合ということで、輸出管理規制の対象品目がございます。1つ目ははっきりしていますが、米国で生産されたもの、米国原産品目でございますが、特定の割合を超えるものを含むような外国生産品、あるいはソフトウェアを用いて製造されたもの、あるいは4つ目は0EMみたいな場合でございますが、特定の仕向け地へ出荷されることが意図された製品等について再輸出管理が行われております。

それから、最近の話としまして、輸出支援として、中国への原子力プラント輸出に関してということで、14ページ、15ページに記載しております。これは皆様もよくご承知のとおりかと思いますが、中国では最近のエネルギー需給の逼迫に対応して、原子力発電を積極的に推進していまして、昨年に国際入札を今年の2月に行うという旨を発表して、具体的には浙江省の三門、広東省の陽江で、それぞれ2基ずつ100万キロワットのPWRを国際入札を行うということが発表されました。それで応札が出ているのが、日米連合、ウェスティングと三菱、それからフラマトム、またロシアが出ているのですが、国際入札に際しまして、この発注が今後の中国の原子力ビジネス市場において非常に重要であるということにもかんがみまして、日本政府としても、日本の原子力産業を最大限支援する姿勢を明確にするということで、次の15ページに、3.政府として支援表明の書簡を経済産業大臣名で日本政府を代表して中国政府に発出しました。これは政府として今後の日中の原子力分野での友好的な交流をさらに深めて、両国の協力関係を強化する重要な礎となるものとして発出したわけでございまして、これと合わせてさらに日本貿易保険、あるいは国際協力銀行も輸出信用の供与に係る検討を開始しております。金融機関でございますので、それぞれ審査を行った上

で与信判断を行うわけでございますが、これも含めて前向きに支援をしていくということで ございます。

下に参考でございますが、米国は既にエネルギー省の長官、商務省の長官の連名で中国の 副総理あてにサポートレターを発出済みでございます。ウェスティングハウスと一緒に組む 日本の企業のために、日本としても政府としての支援の表明書簡を発出したわけでございま す。

それで、こうしたものが最近の動きでございますが、しからばこの国際展開について特に ご議論いただきたい点を幾つか列挙した形で、16ページ以降に事務局の方で用意させてい ただいております。なお、後ほどまた宅間委員からもご紹介があると思いますが、原子力産 業会議さんの方での議論を事務局の方でも先に伺ったこともありまして、一部既に取り込ん でここにも記載しておりますので、ご承知おきいただければと思います。

17ページを見ていただけますでしょうか。国際展開に関する論点として、まず1つ目に挙げておりますのが、世界のエネルギーの安定供給や地球温暖化防止に貢献する原子力発電を、我が国の安全技術とともに輸出するという考え方、それから2つ目に、核拡散防止、核物質及び放射線源のセキュリティのための手続や、輸出管理を国際ルールにのっとり、引き続き厳格かつ輸出管理を適切に講じていくことが大前提であると。また、相手国、当該国の国内情勢の安定性、あるいはその国を取り巻く国際情勢につき十分な検討を行うことが必要でございまして、その上で輸出を行うと。また製造事業者におかれては、世界市場で通用する国際競争力を高めることを期待して、国は輸出環境の整備等による支援を行うと。これが共通の考え方かなと思っております。

それで、相手の国の原子力発電の利用の段階に応じて、やはり多少考えも変わってくるのかなと考えまして、18ページ、19ページに3つに分けて書いております。まず、原子力発電利用が既に成熟している国への輸出に関しては、これは欧米でございますが、これは製造事業者が主体となって商業ベースによって展開していくということでいいのではないかと。2つ目として、原子力発電の導入拡大期にあって、今後その需要の増大が見込まれる国への輸出でございます。これは具体的には中国などが当たると思いますが、これについてはもちるん製造事業者が商業ベースで展開していくわけですけれども、その中で国は安全面、人材面での協力や輸出金融面での支援の実施、また先ほどご説明いたしましたが、先般の中国の新規原子力発電所建設に係る国際入札に関して行ったように、我が国の原子力産業を最大限支援する姿勢を明確化するということかなと思います。

19ページは、まだ今の時点では原子力発電利用国ではないものの、今後原子力発電を導入しようとしている国に関してでございますが、まずそうした国自身が以下のような課題に取り組むことが必要としておりまして、7つほど例を挙げております。例えば、核不拡散体

制の整備、2つ目に、核物質及び放射線源のセキュリティ体制の整備、安全規制体系の導入、 損害賠償制度の整備、廃棄物の処分方針、あるいはその国における国民的な理解、またイン フラ等々の整備の確立といったようなことが必要であろうし、これはもちろん導入する国が みずからの責任において行うべきではあるんですが、一方その国に物が入っていく、あるい は技術移転をしていくということも大いにある得るわけでございまして、こうした原子力発 電導入国へ日本企業として、原子力プラントの輸出を行う際には、国としては例えば上に挙 げましたような課題の中で不拡散体制の整備であるとか、安全規制体系の導入であるとか、 損害賠償制度の整備であるとか、こうした体制、あるいは制度に関して、日本として有する 知見・ノウハウを状況に応じて、相手のリクエストに応じてということだと思いますが、提 供し、支援していくというような、3つぐらいに分けた考え方で論点を挙げております。

なお、参考資料としては、後ろに、途中でリファーしました、いろいろな国際的な枠組み、特に条約について挙げております。安全条約でありますとか、あるいは事故の通報等の条約、損害賠償等の条約等々を挙げておりますし、また29ページ以降に、先ほどちょっと中国についてはご紹介をいたしましたが、市場が急に伸びてきておる中国についてもう少し詳細な開発計画、あるいは米国の最近の発電プラント建設の動きでありますとか、また、34ページ、35ページには、かつてありましたインドネシアでの発電計画、また最近のIAEAも入った総合評価等々、インドネシアの状況、またベトナムの状況等について関連資料として挙げております。

最後のページには、近時の世界の原子力産業の再編状況ということで、合従連衡の図について入れておりますが、個別の説明は割愛させていただきます。

事務局からは以上です。

内藤座長 ありがとうございました。

引き続き、先ほど紹介ありました、きょうは原産の方から資料を用意していただいておりますので、宅間委員からご説明お願いいたします。

宅間委員 原産の宅間でございます。

それでは、お時間をおかりしまして、資料の第2号につきまして、10分ばかりで手短に 要点だけお話し申し上げたいと思います。

まず、1ページ目、右下のページでございます。この原子力産業会議からの提言というのは、原子力産業会議の中には民間の会議としまして、内部に原子力開発利用委員会というのを持っております。その下に、原子力国際展開懇話会というのを10月に設けまして、7回にわたってさまざまな方々の、産業界はもちろんですけれども、行政の方、それから銀行あるいは保険関係の方も、さまざまな方に参加していただきまして議論をしてまいりました。このリーダーといいますか、委員長は、懇話会の座長で、また開発利用委員会の委員長がこ

こにお見えになっております神田先生でいらっしゃいますので、後ほどまた至らざるところ を追加していただければと思います。

まず、1ページ目でございますけれども、まず原子力産業が国際展開していくための基本 理念の一つでございますけれども、やはり世界のエネルギーの安定供給、それから地球温暖 化対策、これに寄与するということは、我が国が培ってきました高い原子力の技術、これを それに出していくということは、先進国としての我が国の国際的責務であろうということで す。

それから、もう一つの理念といたしましては、特に成長の中心となっております中国とアジアのエネルギー消費、これが今後激しい資源獲得競争が予想されますので、こういう地域に最もかかわりのあります我が国が、積極的に原子力国際協力によって、原子力エネルギーの展開を進めるということは、アジア地域における資源問題への平和的な解決の道を目指すことにもなりますし、同時に我が国にとっても開かれた国益ということが前の長計でうたわれておりますけれども、日本にとっても大きな国益にもなる、国益にも合致するということ、これが一つの理念でございます。

それから、3ページ目、右下のページでありますが、もう一つはやはり核不拡散、これをきちんと守っていかなければいけない、そういう体制を遵守・強化して、なおかつそれの上に国際社会の安全保障環境を整備する、これも我が国の責務としてとらえていくべきであるうということ。したがって、これから近隣アジア地域で、原子力国際展開を図るに当たっては、やはり平和利用に徹したものにするということで、我が国としてはそういう点で積極的な役割を果たさなければいけないと、これも一つの理念であろうと思います。

それから、4ページ目に、我が国で実証されております安全な原子力発電の技術、これと経験をやはり国際展開していく、特に近隣アジア諸国のために活用するということは、近隣アジア諸国の皆様方の、これからのクオリティーオブライフ、これの向上に向けてのインフラ整備を支援するとともに、やはりその地域におけるエネルギーの安定供給、安全保障の確立ということになろうと思います。そうしますと、アジアの国々と共通の利益ということになるわけで、開かれた国益にも合致するということで、さっきの2とちょっと同じようなことでございます。

それから、5ページ目にまいりまして、では、以上のような基本理念の上に立ちまして、今、具体的に我が国の原子力の技術を国際展開していく、その戦略性の重要性が高まっているのではないかというところでございます。5ページ目の には、原子力産業の技術・人材の厚みの維持発展ということがございます。今、日本の原子力の状況を見ますと、1970年から80年代は、建設基数が年間平均10基程度ありましたけれども、2000年以降は4基程度と激減しております。特にまた原子力技術者が他の分野に離散していくこと、それ

から新しい方々が、若い人たちが余り入って来ないという、そのような状況にもなっているということ。今現在見ておりますと、原子力発電所の国内建設とともに、官民挙げてつくってきました、築き上げてきました日本の原子力プラントの技術、これを輸入から始まって国内技術として十分定着させてきたわけですけれども、それが今どういう状況になっておるかと申しますと、その技術の維持、あるいは人材の維持が困難になっている、危うい状況にあるということでございます。したがって、今この機会に海外に展開するということで、海外がまた我が国の平和利用の原子力技術を求めておるとするならば、そこに展開していくということは、我が国にとっても原子力発電技術、人材の必要な厚みを維持するということで、重要な機会であろうというふうに思っております。

6ページ目には、発電所の基数が書いてあります。もう近年は本当に年間の建設基数が減っております。

それから、7ページ目にまいりまして、戦略的重要性の高まりの一つでございますが、に、海外参画に向けた産業基盤ということでございますけれども、まず我が国のプラントメーカーさん、これは十分今プラントを一括輸出できるだけの技術、それから国際協力競争力の基盤は整いつつあると考えております。ただ、今海外で建設する場合には、さまざまな制度的な枠組み、その他から、現時点では日本の企業が持っている能力そのものだけでは外に出ていけない。一方で、アメリカのオリジンの原子力技術でございますけれども、我が国の技術が、今度は逆にアメリカの方がこれから原子力を展開しようと思うと、日本のプラント製造技術に大いに期待しているという状況もございます。そういうことで、これからはアメリカもそういう大型機器の海外依存をせざるを得ないとすれば、我が国が培ってきた技術とアメリカのニーズを考えると、日米協働で具体的な国際展開というものを図っていくということがよろしいのではないかということでございます。

それから、8ページ目、 でございますけれども、今厳しい国際マーケットでプラントに関する勝負をして、勝ち残れる競争力を有する産業を形成するということ、これはまさに電力自由化がねらっている真に競争力のある効率的な産業形成効果と合致するわけでございまして、これは原子力発電導入のときから、国内原子力建設とともに、国内の原子力プラント供給産業を同時に育成してきたという点から、この国内原子力プラント産業を国際的に展開していくことは、こういう自由化時代に国内の電力消費者の利益にもつながるということからも重要な戦略であろうというふうに考えるわけでございます。

次のページにまいります。提言の でございますが、以上のような状況の中から提言としまして、まず一番に、原子力国際展開に関しまして、国の政策上の位置づけを明確化していく必要があるだろうということです。一つはやはり国際的な核不拡散体制を遵守・強化しながら、平和利用の成果を得るということ、それからもう一つは、原子力利用に欠かせない高

水準の安全文化、これを近隣アジア地域と共有して、これを広めていくということ、これが 我が国の一つの責務であろうということを考えますと、国の重要課題として原子力の国際展 開を位置づけまして、官民一体となって取り組むということが必要であるということを提言 させていただいております。

それから、提言 には、国際交流と人材育成支援には、関係機関で効率よく調整が図れる 仕組みをつくる必要があろうということ。現在幾つかの省庁にまたがって国際交流と人材育 成支援が行われておりますけれども、原子力というものが総合科学技術でございまして、技 術のみならず人文・社会科学も含めて広い分野にわたって人材育成をしなければならないと いうことを考えますと、全体を俯瞰しながら、目的を明確化して調整を図っていく、そうい う仕組みをつくる必要があるであろうというふうに提言させていただいております。

それから、次のページの提言 でございますけれども、原子力が国際的な支持を得られるために地道な努力をしていく必要があるということ。これは当然のことでございますけれども、最初のところには、地球温暖化とエネルギーの安定供給、この両立を図るためには、原子力というものが最も有効な一つの選択肢であろう。したがって、原子力がそういう意味で国際的な理解を得、支持が得られるように、地道な努力を展開していかなければならないであろうということです。それから将来的には、今現在、第1約束期間では、原子力をCDMに入れることは遠慮することになっておりますけれども、現在、原子力を将来のCDMの対象にもっていくために、第2約束期間に向けてやはりもっともっと国際的な原子力の役割のPRが必要であろうということでございます。

それから、提言 でございますけれども、輸出相手国の基盤整備に国及び産業界の一体となった協力が必要であると。この最初のパラグラフには、国内インフラ、相手側の国の原子力導入に向けての国内インフラの整備に産業界と国が一体になって協力していく必要があるだろうということ。それから原子力開発をすることはこれらの国々が国際的なさまざまな枠組みの中に位置づけられて、国際的な信頼を得ていくということも必要でありましょう。そういう国際的なインフラに関しても日本として、それを支援していくことが必要であろうということでございます。

それから、最後のページでございますが、提言 、政府首脳による相手国政府への働きかけ、これは先ほど森本さんの方からも繰り返しお話がありましたけれども、政府レベルの対応が重要となる国に対しましては、政府首脳は、経済産業大臣の支援書簡のような我が国政府首脳による相手国政府への働きかけを今後とも行う、こういうことが民間としても非常に大事なことというふうに思いまして、提言させていただいております。

参考資料の方には、もう少し多くの提言とその背景が書いてございますけれども、お時間 の関係で、ここらで終わらせていただきますが、神田先生何か。 神田委員 内容は、今ご説明いただいたとおりでございますけれども、ちょっと理解していただくのに。この会の当初、委員の間でもめたのは、日本の都合で輸出するということの正当性というのが世界から問われるのではないかというので随分議論がありました。ところが12月と3月に、私アメリカに行って意見の調整をしているうちに、12月のときはまだ、3月に行ったときは、アメリカが大変歓迎した状態でして、アメリカは25年間、原子炉をつくっていない間に技術力が非常に落ちて困っているところに日本が輸出をやろうという気になったということは、日米コンソーシアムというのができて、2030年ぐらいは日本の技術を使って、日米条約を使いながらアメリカが輸出をするという体制ができ上がると、これは非常に歓迎すべきところであるというので、正当性どうのこうのという議論がすっ飛ぶぐらいの勢いでアメリカが協力を申し出てきたという、これが1点目です。

それから、もう一つコメントするとするならば、この委員会を始めるときに、委員が全部で32人、もうちょっといるか、30人ぐらいと役人が官庁から、経産省から4人、文科省から1人、内閣府から1人、外務省から2人、いずれも課長職の方が出ているわけです。民間の方の意見を聞いたところ、非常に不満を持っている人がいて、二国間協定に関して外務省はろくろく働かないとか、それから輸出許可に関して国は冷たいとか、そういう意見が非常に強かったのですが、回を重ねるうちに、国の方がよっぽど積極的であって前向きであるとわかりました。外務省も経済産業省も全面的に、協力ではなくて、むしろ指導的にそれを働いてくれたということがあって、両者の誤解が解けていった、官民一体となってというのが、両者が非常に回を重ねるごとに理解が深くなっていったという、この2点ぐらいだと思います。

以上でございます。

内藤座長 それでは、以上、2つの資料を交えまして、原子力産業の国際展開につきまして、各委員から、特に資料第2号に示されました論点をめぐりまして、ご意見いただけたらと思います。

それでは、須藤委員、お願いいたします。

須藤委員 いろいろ詳細なご説明、ありがとうございました。

このところ、原子力をめぐる国際的な雰囲気が大分変わってきているのではないかということは、海外の論調とか、いろいろな会議の結論を見ていますと、非常に強く感じるところです。ごく最近でも、3月21日、22日とパリで行われました21世紀のための原子力、と題するインターナショナル・ミニステリアル・カンファレンスというところのファイナル・ステイトメントでも、いろいろなことにもちろん注意しながらではありますけれども、原子力を積極的に推進していく必要ということが強くうたわれていますし、この週末のニューヨークタイムズにニコラス・クリストフが書いています。また、アメリカにおいても今ま

で原子力に反対していた環境団体がやはりCO₂対策のために原子力というのは非常にいいんだということで認識を改めつつあるということを、「Nukes Are Green」という見出しで書いていまして、世界の認識が変わりつつあることの証左だと思います。

以上、前置きですが、国がこれから原子力発電等、海外に展開するに当たって、国の役割として二国間原子力協力協定を締結するということが、例えば政府の説明資料の5ページの一番最後に、「国は、こうした民間活動の国際展開の進展に合わせ、二国間協力協定等による枠組みづくり等を行っていくことが必要である」とあります。その前のページの後ろの方にも出ていますが、これは非常に結構なことだと思いますが、協定をつくるタイミングが大事だと思います。今度の原子力発電を中国に輸出するに当たっては、既に中国との間で二国間協力協定があるということで問題ないようですけれども、これからさらにインドネシアとか、ベトナムとか、アジアの国に輸出する場合、普通外務省条約局の一般的な考え方だと、実際の必要性が起こってから条約をつくることになっています。必要性もないのに手間隙かけて条約交渉なんかやらないというのが一般的な原則できているわけでけれども、専門家の話を聞きますと、原子力の場合には、まず原子力発電所を輸出する前に、いろいろ今出てきましたように基盤整備、法制度の整備から安全な技術、あるいは人材の育成、そういうことを行うために、いろいろ前段階で協力する必要が出てくるわけですね。

例えばロンドンガイドラインの説明をするにしても、二国間協力協定がないと、いろいろ支障が出てくるということなんですね。したがいまして、将来、そういう原子力を展開する必要がある国には、あらかじめ早目に二国間協定をつくることによって、そういう不都合をなくしていく、あるいはさらに積極的に原子力産業会議の提言のように、むしろ国が積極的にエネルギー対策、あるいは $CO_2$ 対策のために、積極的に展開していくというのを助けるためには、早目に二国間協定を結んでいく必要があるのではないかという気がいたします。

以上です。

内藤座長 ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

近藤新計画策定会議議長 今、須藤委員が5ページをリファーされて、二国間協定のお話をされたんですが、5ページのところは現行長計なんですね。それで、実は今回のこの紙の国際展開の論点は17ページから3枚あるんですけれども、この中には二国間協定という言葉がないんです。ですから、今のご発言は、例えば19ページの一番下に、「等に関し、我が国が有する知見・ノウハウ等を状況に応じて提供・支援する」と、これの次に例えば、そうするためにはある場合には、二国間協定が前提になることもあるということをご示唆いただいたというという理解をさせていただいてよろしゅうございますかということなんですけれども。

須藤委員 はい。

内藤座長 ありがとうございました。

それでは、ご発言を求めておられる方、順次お願いしたいと思いますが、遠藤顧問、お願いします。

遠藤顧問 私からも今の須藤委員のご発言にフォローして、やはり二国間協定、日本の理解は二国間協定というのは、むしろ核物質の移転、技術の移転を縛るものであるという要素が強いんですけれども、必ずしも先方はそうは理解していなくて、むしろいわゆる協力協定の一環のようなとらえ方をしているのもまた事実であって、したがいまして、そういうことを踏まえた上で、やはり私は二国間協定を結ぶというのは、実は内輪の話をすれば、条約局がこれは国会承認条約であることは必至なので、国会承認条約を余り必要性もないのに結ぶというのは非常に嫌がる、特に今のような国会の審議時間が短くて、1年に数個ぐらい、あるいは10個ぐらい、余り多くの国会承認条約を処理できないような状況では嫌がるのは事実なんですけれども、しかしながら、そうは言っておられないので、何とかもう少し準備期間から話し合いを開始するということは必要なのではないかなという気がいたします。特にベトナム、あるいは具体的にいえばインドネシア等々、ある程度視野に入っているところについては、そういうことが必要なのではないかなというふうに私は思います。したがって、それはどこかに、提言の中に入れることが必要なのではないかと思います。

それから、もう一つ、原子力損害賠償制度の整理というのは入っているわけですけれども、これは、実際に言われたことがあるわけですけれども、相手は北朝鮮なんですが、そんなこと言ったってあんたやっていないじゃないかということを逆襲された経緯があるんですが、実は。したがって、やはりまずは隗より始めるということが私はやはり必要なのではないかなという気がして、これは別に隗の方については書いてあるわけではないのだけれども、これは忘れてはいけないことだと私は思うので、そんなこと言えば、あんたがやってこいということを言われているわけですから、したがってこの点、書き方が難しいんですけれども、相手にやれやれというだけでは物事は進まないのではないかなという気がいたします。

以上、2点です。

内藤座長 ありがとうございました。

神田委員 2つほどご指摘いただいたどちらも、外務省のOBの方が発言されましたので、現在の外務省がどういうふうに動いているかというのを私の方が答えるのはおかしいですけれども、今、天野大使を中心に、一番小溝さんという方が頑張ってくれているんですが、二国間協定が今までは大きい商談が成立してから二国間協定だったのが習慣ですが、さっき須藤委員が言われたみたいに、事前にそういうことが必要であるのならば動く用意があるというか、そういう勉強を始められて、外務省の動きは非常にここのところ活発に二国間協定で

動いています。

それから、ベトナムについていえば、ベトナムにもし輸出する場合は、アメリカはベトナムと原子力協定がないそうですが、日本が結ぶというなら同時にやろうと、日本がベトナムと原子力協定を結ぶというときに、アメリカもベトナムと原子力協定を結ぶならば、第一、コンソーシアムが組めるという利点もあるし、ベトナムにアメリカ国籍の濃縮ウランを売るというときにも、その2つの協定があればそれができるので、やるのならアメリカは一緒にやりたいという意見を言っています。外務省もそれにあわせて、ベトナムに関してはいる。インドネシアに関して、若干日本とアメリカとでは理解が違っておりまして、日本の方はインドネシアを信頼しているけれども、アメリカはベトナムを非常に心を痛めている割に、インドネシアに対して、そんなに強い思い入れがないんですね。ここはちょっと調整しなければいけないと思いますけれども、少なくともベトナムに関しては、両国が同時に二国間協定に走る可能性はあるのではないかと思います。

それから、2番目の損害賠償保険のことですが、日本はウィーン条約にもパリ条約にも入っていないのに、なぜ俺たちが入らなければいけないのかという解釈ですが、ウィーン条約にもパリ条約にも補完条約がありまして、補完条約だけに入るということは不可能ではないのでできる。日本がなぜウィーン条約に入れないのかというのは、日本の輸送業者と核燃料加工業者の分担金が非常にふえるということがあって、今のウィーン条約でいくと。それを読みかえをするならば、外国から日本はやっていないのではないかと言われることがないようにする手段というのが今考えられています。日本が今回の、その次のベトナムの場合でも、どうやって損害賠償保険を日本がクリアしているということを証明するかという、これは外務省の仕事なんだそうですが、外務省は既に作文に入っていただいていまして、それに相当するこれだけの手当がしてあるので、日本は損害賠償保険、ウィーン条約に直接入っていないけれども、ウィーン条約に相当するというような作文をしていただくようになっておりまして、作業を進めていただいていると思います。ですから、遠藤顧問、前回だけお休みでしたから、前回それを検討いたしましたので。第7回目で検討いたしました。

内藤座長 ありがとうございます。

では順次、鈴木委員。

鈴木委員 ありがとうございます。

質問を幾つかさせていただきたいのですが、事務局の説明資料の13ページのアメリカの 再輸出管理のところの説明なんですけれども、輸出管理規制の対象となる品目が1、2、3、 4とあるのですが、今日本が輸出をしようとしているものがこれに引っかかるということな のかどうかちょっと確認したいんですけれども。

それと、今度は原産会議さんの方の7ページの資料で、説明で の海外参画に向けた産業

基盤の2番目のところに、許認可制度、規格基準、労働環境の違いから、現時点で日本企業が有する能力がそのまま海外で活用できないという、これがちょっとよく、アメリカの輸出規制とは関係ないのかもしれませんが、日本が輸出展開をしようとしているときに、これは制約条件として書かれていると思うんですが、この説明をちょっと詳しくしていただければありがたい。

以上、ここだけ。

森本企画官 最初の13ページの方ですけれども、まず、12ページから続きになっていて、米国商務省の産業安全保障局の許可の部分なので、一部を構成していますと。それが前提なんですが、今のご質問は、個別にどの機器がというのは、今僕は何とも言えないんですが、一般論ですけれども、当然原子力関連機器として、この13ページに挙げたもので該当するものはあり得ますので、したがって、もともと米国でできたもので日本へ来ているもの、これがどのパーツかといって、私も今つまびらかできませんが、概念的にはもちろんあり得るものでございます。

では、特定の仕向け地等々、下にあるような部分で、それがどれに該当して、例えばどの輸出にどれが該当するかというのは、ちょっと今私は答える能力はございませんが、手前の12ページと、それから13ページのそれが合わさって米国の再輸出管理を構成しておりまして、その可能性としては当然12ページの参考のものもございますし、それから13ページのものも概念的にはあるものでございます。

内藤座長 原産の方から。

宅間委員 このあたりは具体的には民間の方できちんとやらなければいけないこともあるんですけれども、ご承知のように、日本の国内でつくってきました原子力技術というのは、基本的にはアメリカベースの安全基準とか、そういうものがベースになっている。それから、労働環境といいますか、原子力の経営のあり方につきましても、今度は日本的経営というような中で育ててきた。これから原子力を出そうと思うと、海外の国のさまざまな経営環境、それから規制環境、そういうところを考えますと、今、日本の中で技術的なプラント製造能力とか、そういう技術を持っていても、それをそのまま持っていけば、そのまま向こうで受け入れられるかどうかもわかりませんし、それからコスト的にもそれがいいのかどうか、あるいは労働環境をつくっていくに当たっても、日本の労働習慣とは違った、これは原子力に限らず、一般的にあると思うんですけれども、そういうことを十分考えながら原子力を国際展開する場合にはこういうことを十分考えながらやっていくことと。そういう意味でありますが、具体的には、細かいことはちょっと私も定かではないです。

内藤座長 よろしいでしょうか、鈴木委員。

鈴木委員 ちょっともう 1 点だけ。ということは、今の 2 つ目のところは、別にアメリカ

との関係ではないわけですね。いわゆる一般的な話ですね。

宅間委員 はい、そうです。

鈴木委員 そうすると、私が聞きたかったのは、日本がプラントを輸出するときに、アメリカと協働してやっていくんだというのは、戦略的にいいと思うんですけれども、日本が輸出する際にアメリカとの関係が制約条件になっているかどうかなんですね。さっきの輸出管理の話とあわせて、日本が独自に輸出展開できるのではなくて、協働でしかできないというふうな条件になっているのかどうかというのをちょっと確認したかったんですが。

宅間委員 それはないと思うんですけれども、これは神田先生の方がお詳しいと思うので。神田委員 さっきの話の理解が違うように思います。12ページの一番下の表を見ていただきますと、対象品目というのが書いてありまして、ロンドンガイドラインができたのは、いわゆるトリガーリストと言われる原子力関連品目、それからデュアル・ユースというのが、これはパート2ですけれども、民生用につくった汎用品をどこかほかのものに使うという場合。13ページに書いてある説明は、汎用品のことが書いてあるんですね。ですから原子力に関係があるものも中にはありますが、原則的に原子炉の輸出というのはトリガーリストの方の範疇で、商務省関係のものではありません。それが一つの答えです。

それから、後の方の規制は、我が国のものをそのまま使う場合に、結局許認可とか、規格 基準が今一番問題になるんですけれども、いろいろな基準が合わないから、技術がよくても いいものがその国にいいかというのは違う話であって、まず技術の規格の整合をとる、ある いは国際的な規格との整合をして、これだからおたくの国にも使えますよということを説明 し切れないと使えないという制約がある。これは原子力以外にもあるんですけれども、原子 力でもこれは非常に大事な問題ではないか。

それから、さっきのご質問で、アメリカの制約は何が制約を受けるのかというのは、第1は核燃料物質です。核燃料物質をアメリカ国籍の核燃料物質が日本にあるものを外国に出すときの規制を受けます。これは、さっき言ったコンソーシアムを含めば全部免除になりますけれども、そうでなければ独自の交渉をしないといけない、これが1点。それから、あとGEとか、ウェスティングハウスとかという原子炉をつくる技術に関しても、あちこちにアメリカとの制約がある。実はこことここだけはアメリカの技術だから了解とってくれというのが、これは政府レベルでも何でもなくて、民間レベルの約束ごとだけに存在していることがあります。それを今回もクリアしなければいけないという問題があります。

内藤座長 ありがとうございました。

それでは、引き続きまして齊藤代理の方からお願いします。

齊藤代理 電工会、製造事業者を代表しまして、原子力発電に関する国際展開について発言させていただきます。

先ほどもご議論ありましたけれども、先般、中国の原子力発電建設事業に関しまして、経済産業大臣から中国の事業に参加する我が国企業を支援する旨の書簡が出されましたが、原子力の国際展開におきましては、政府が企業の活動を支援し、かつ輸出許可などの必要な手続を保証するといった明確な意思表示が必要不可欠でありまして、今後ともぜひご支援をお願いしたいと思います。

最近、アジア諸国を中心としまして、世界のエネルギー消費量が急激に拡大するとともに、地球環境問題の対応が本格化する中で、これらの課題に対応するため、中国をはじめ、欧米におきましても、原子力発電の新規建設に向けた動きが現実化してきています。我が国では、70年代より継続的に原子力発電所が建設され、当初は米国からの技術導入をベースにしながらも、各企業の自主技術開発、電力会社による委託共通研究、あるいは政府の改良標準化プロジェクトなどを通じまして、独自な改良技術を確立してきました。この間培った高度な原子力関連技術、あるいは熟練した人材、豊富な経験を生かしまして、諸外国で具体化している原子力発電の開発に協力、寄与していくことが我々の責務であるとともに、我が国の国益にも資するものであり、積極的に取り組みたいと考えています。

先ほどの事務局資料にございますように、3つぐらいのカテゴリーに相手先によって分けられると思います。米国など、原子力発電が既に成熟化している原子力発電大国に対しましては、我々製造事業者が主体となって商業ベースにより展開していくこととしまして、次世代原子炉や、あるいは核燃料サイクルといった先端分野につきましては国が主体となって、諸外国との協力を促進することが重要だと考えております。

それから、次に、原子力発電導入の拡大期にあり、今後原子力の需要の増大が見込まれる 国に対しましては、原子力関連技術のライセンスや原子力に関する各種国際協定なども考慮 しまして、我々製造事業者は他国の製造事業者と協力しながら国際展開を図っていくことを 基本としたいと考えています。国におかれましては、相手国政府の要請に基づきまして、安 全面、人材面での協力や資金面での協力について、適切な対応、支援をお願いしたいと考え ております。

今後、原子力発電を導入しようとしている国につきましては、先ほどからご議論があるんですけれども、まずは当該国において核不拡散体制の整備、あるいは原子力安全規制体系の導入、原子力損害賠償制度の整備、大規模発電のためのインフラ整備など、諸課題が克服されることが必要であります。このような国にとっての原子力開発は、国家規模のプロジェクトでありまして、民間企業の協力のみによって成し得るものではありません。国と国の信頼関係や、あるいは先進国による支援の上に成り立つものでありますので、相手国の原子力導入の初期段階からの国の積極的なかかわりが重要であると考えます。

なお、国際展開を図るために、民間の産業界としましては、原子力設備の徹底した標準化

や、斬新な設計思想に基づく独自技術の開発に努めまして、その発信能力を高めるとともに、 事業の効率性を高め、必要に応じて企業間の連携なども図りまして、海外プロジェクトに向 けての生産体制を整備するなど、世界市場で通用する競争力を持つように努力する所存であ ります。

以上でございます。

内藤座長 ありがとうございました。

前田委員、お願いいたします。

前田原子力委員 先ほど来、お話ございますように、アジア各国、さらにはヨーロッパでも中央、東欧なんていうのは非常に原子力が盛んですし、それに向けて各国がどういう動きをとっているかというのを見てみすと、従来からフランス、それからロシア、カナダといったような国が、それぞれ国とメーカーとが一体になって、そういう国に強力に挑戦を展開しているということで、きょうご説明ありました日本の政府の取り組みというものも、そういう方向に向けて今動き出しているというところは、非常に私は適切だと思っています。

ところで、今の各国は、それぞれ独自のブランドを持って出ていっているわけですね。ロシアはロシアのタイプだし、カナダはカナダのタイプだし、フランスももとはアメリカの技術かもわからないですけれども、完全にフランス技術にしたものを売り込んでいるわけですね。

アメリカは、従来、かつて非常に世界を席巻したわけですけれども、ご承知のとおり、今はものづくりがなくなって力がなくなったということで、そのアメリカの技術を導入した日本でものづくりがしっかりしているから、二国間で協力してやっていこうと、これは、まさに当面は一番適切なやり方でもあるし、先ほど神田委員もおっしゃったようなアメリカとの関係でのいろいろな制約を考えたりすれば、日本の産業としても取るべき道だと僕は思うんですね。

ところが、将来、少し長期スパンで考えたときに、そういうアメリカとの協調で日本のメーカー産業界が国際競争力をつけて出ていったときに、日本のブランドということを考えるのかどうか、そこは少し長期的にやっぱり産業界が考えるべきことだろうと私は思います。ずっとやっぱりアメリカと一緒になってやっていくというのがいいのかどうか、アメリカと一緒といっても、例えばPWRの技術ですとウェスティングハウスの技術なんですけれども、ウェスティングハウスはアメリカですけれども、今はもうBNFLのグループに入っちゃっているわけだし、国際的にそういった産業界の合従連衡というのは非常に激しいわけなので、そういうことを見据えた将来戦略みたいなものは、やっぱり産業界としても考える必要があるだろうとは思います。私自身、それに対して何らかの答えを持っているわけでもありませんけれども、今後の大きな課題ではないかなと、こういうふうに思います。

内藤座長 ありがとうございました。

そのほか。武黒委員。

武黒代理 今のお話に関連して、やはり私ども電力会社として、プラントを長期間にわたって安全管理に責任を持って、そして、その安定的な稼働によってエネルギー供給に資するという立場からしますと、やはり国際展開、国際協力もそうですが、自分たちの持っている技術、管理、そういったものを世界の中でいろいろなベストプラクティスに学びながら改善をしていくという努力、逆に言うと、そのほかの国で行われていることがベンチマークとして有効に機能するようになっている必要があるというふうに考えております。そういう意味で、私どもの事業活動というのは、外に開かれている必要が大変高いものだというふうに思います。

そういうふうに考えますと、事業者からしますと、極端なことを言うとどこの国がいいかというよりも、より世界的に見た共通的な尺度で物を見て、そして評価をして、改善をしていくということができるようなスキームをつくり、その中で多くの知見やデータを活かしていけると、そういう取り組み方も必要になってくるというふうに思いますので、やはりこの問題は、プラントのブランドということと同時に、全体としてそれらを有効に活用していくという取り組みも避けられないことだというふうに思います。

そういう意味では、極力多くのコモナリティが確保できるような取り組み方というのが望ましいというふうに思いますし、私どももプラントの建設運転では未熟なところがあるにしる、いろいろとこれまで取り組んでまいりましたので、いずれは国際展開の際にそういったものがお役に立つことができる余地もあろうかとは思っておりますが、こうしたことは、これまでの若干の経験から申し上げますと、相手との相互理解のようなものが非常に重要なことだというふうに思っています。そういった前提があって有効に機能する、つまり相手のニーズがわかり、こちらが何にお役に立てるかということをよくわきまえて的確に対処していくということが必要だと思っておりまして、そういった意味では、現在、事業者としては、前回もご紹介しましたWANOの活動などを通じてそういった取り組みを進めているところでありまして、今後も行く行くの国際展開ということが具体化してきた際にも、今のようなことを軸にしながら対応を考えてまいりたいと思っております。

内藤座長 ありがとうございました。

続きまして、神田委員、お願いします。

神田委員 先ほどから経済産業大臣の手紙のことが何回か議論されていますけれども、あれが出るには、今までこういうレターがどうして出なかったかという背景を見ていただいたらわかると思うんですが、どこかの大臣が手紙を出すというときには、外務省の同意というのが大変なんですね、それが出ることによって外務省的にどうかという。今回の場合が全然

違ったのは、外務省が協力してくれた。行こうというのを経産省が言ったら、外務省が、そうだ、これは大事だといって、共同であの手紙を用意してくれた。だから名前は経済産業大臣ですが、実質は外務省と経済産業省の合作のような手紙が出たという、これはちょっと今回の外務省の努力ぶりは評価してあげていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、日本型ということですが、アメリカと議論しているとき、アメリカが今、原子力が急に元気が出た一番の理由として挙げているのは、この間の入学試験で原子力工学科の志願者がものすごくふえて、偏差値が一気に上がったと。それで、アメリカはいい学生がこれからどんどん出せるというので、これで日本と組みたいという気持ちが一段と強くなった。それは、25年間ぐらいはアメリカがリプレースするたくさんの原子炉があるんですが、それはできれば日米共同でやっていって日本の技術力を使う。しかし、2030年ごろからは、日本とアメリカは一大ライバル国になるぞというのを宣言しているんですね。だからそれまでは大型で行くのがいいだろうし、アメリカの場合は、アメリカ技術の入っているもので日米で開発する。

それから、2030年ごろからは、オープン市場になって、激烈な戦争をアメリカと日本は繰り返すに違いないと言っています。そのときに候補に挙がったのは、議論されたのは中小型炉と言いまして、40万、50万というふうなもので輸入する国はたくさん望んでいるから、それが一つの市場になると。それから、アメリカが吹っかけてきてびっくりしたのは、電力中央研究所と東芝でやってみた4Sという原子炉があるんですけれども、Super、Safe、Small and Simple、4Sという原子炉があるんですが、4Sをアメリカが日本から買うというためにはどうするかということを向こう側の2カ所で話しかけられたと。ということは、日本ブランドというのは大型にはないですが、4Sでは大変な関心を得た、アラスカの暖房に使いたいということで、それは同時にほかの国でも輸出できるのであるから、それもアメリカが買うということによって日米協力ということができるのではないかという、そういう口調でした。ですから、日本ブランドというのはしばらくの間はだめかもしれないけれども、いずれ日本ブランドは必ずや市場で争うことになるものではないかというふうに思います。

以上です。

# 内藤座長 遠藤顧問。

遠藤顧問 先ほど、前田委員の言われた日米云々の話、たしかブランドの話等々、まさにそのとおりだと思うんですけれども、やっぱりそれはかなり長期的な話であって、短期的、少なくとも当面の間というのは日米連合でもってやらざるを得ないし、やる方がベターであるというふうに私は思うわけです。と申しますのは、日本単独の場合の燃料供給というものを一体どうやってやるつもりなのかと。確かに今、濃縮市場は比較的緩やかだとはいうものの、必ずしも将来的にそういうふうなことばかりでもないかもわからないし、したがって、

やっぱり燃料供給の力を持つ国、この場合はアメリカですけれども、アメリカと一緒になってやる方が戦うのに非常に有利ではないかというわけで、したがって、当分の間は、日米連合軍でやるべきであるというふうに私は思っているわけです。

前田原子力委員 私もそれには全く同意いたします。

内藤座長 宅間委員。

宅間委員 どうもありがとうございます。

先ほど、武黒さんから、運転保守に関して電力会社のノウハウが、これを活かすということで非常に前向きの話がありました。私もそのとおりだと思っております。

私どもが最初にアメリカから輸入したときには、これは買う側の電力会社の相談相手は米国のメーカーさんだけだったのですね、メーカーさんだけが、例えばGEならGE、ウェスティングハウスならウェスティングハウスで建設をやるんですけれども、運転に関しては、アメリカの電力会社の方からはほとんど聞いたことがないわけですね、実際に運転保守をやっていた私どもは、福島の第一で初期トラブルで止まっているときに、実際に私どもはアメリカの電力会社にまいりまして、メーカーさんを介さないで直接アメリカの電力会社に行って、コモンウェルスだとかフィラデルフィアだとか、ああいうところへ聞きに行ったんですけれども、そうすると、アメリカの電力会社はこういう気持ちで、こういうふうな方向でやっていたのかということを初めてわかるところがありました。

そういうことを考えますと、これからの日本が外へ出ていくということになったときには、これはメーカーさんのつくるものと、それから、それを運転保守するノウハウを持った電力会社との協力、一体になって建設から運転保守までのセットとして、しかももちろん安全と核不拡散、そういう形で出ていくということが日本ブランドの一つの特徴じゃないかなというふうに思っております。

ベトナムなんかでも、なぜそんなに日本に期待するんだと言ったら、たくさんのプラントを電力会社の人たちが直接きちんと運転していて、その電力会社の人たちが我々のところへ説明に来てくれるから、私どもは日本のプラントというのは安心なんだと、そういうこともよく聞くものですから、日本ブランドというとすれば、それは建設から運転保守まで1セットとした形での国際展開というのが、これからの大きな特色かなというふうに思っています。以上です。

内藤座長 ありがとうございました。

鈴木委員。

鈴木委員 今、燃料供給の保証の話が出ましたので、私もその点が大事だと思ってたんですけれども、フロントエンドだけではなくて、多分バックエンドの方もこれから大事になると思いますので、論点 のところに、放射性廃棄物の処分方針の策定というのが入っていま

すけれども、ぜひそのバックエンドのサービスについての取り組みについても提言、論点と して挙げていただきたいと。

それから、原子力産業会議のレポートの5ページの1番の原子力産業の技術、人材の厚みの維持・発展、これが、こちらの事務局のレポートの方には論点として明確に入っていないような気がしますので、これもぜひ大事だなと思うんですが、ありましたっけ。

内藤座長 場所はどこですか、もう1回。

鈴木委員 原子力産業会議の方の5ページの、原子力産業の技術、人材の厚みの維持・発展の提言ですね。これが、こちらの事務局の方の論点の中に直接ここにはまだ組み込まれていないような気がするんですけれども、これが大事ではないかと思いますので、これをぜひ。

その件について、ちょっと原産会議さんに質問なんですけれども、あとメーカーさんにもお聞きしたいんですが、この6ページのグラフがありますね、これはおもしろいグラフなんですけれども、91年ぐらいから、90年代の半ばからほぼ10年間ぐらい4基レベルなんですけれども、この間に、むしろ核燃料サイクルの方の仕事が随分ふえていると思うんですが、その相関関係といいますか、人材の厚みの維持・発展のときに、原子力発電所の人材と燃料サイクルの人材というのがどれほどうまく調整ができていて、今度、核燃料サイクルの方も、六ヶ所が終わっちゃったのでこれからちょっと少し受注が減っていくと思うんですけれども、そういうことを考えますと、原子力産業の維持のための人材というのは、一体何をどういうふうに、どこまで考えておけばいいのかということをちょっとお聞きしたいと。

それから、もっと広く言えば、火力発電所の建設も含めて発電所の市場と考えますと、原子力発電に必要な人材というのが一体どういうもので、それが、この国際展開にとってどういう重要性を持つのかという、その点をちょっとお聞きしたかったんです。

宅間委員 ちょっと、じゃあ、私の方から。

原子力産業の実態調査というのは原産でやっていまして、そのデータは今ちょっとここにないんですけれども、いずれにしましても、建設の少なくなっている部分を原子燃料サイクルの方の人数で補っているかといったら、必ずしもそうは行かない。やっぱり規模が違いますね。

そうすると、今、原子力プラントの維持、保守、運転のために、建設は減っていますけれども、メンテナンスはずっとふえていますから、そのメンテナンスというのも単にお守りしているだけじゃなくて、やはりそこに新しい検査技術だとか、新しいシステムを既存のプラントに組み込んで行くわけですから、そういう意味での技術開発も含めて、運転保守の方にかなり人間が行っています。

齊藤代理 今、ご指摘がありましたように、プラントの建設からその燃料サイクルの方に 重点が移ったということは、実際、自然にそのようになっています。が、トータルとしまし て、やはり過去ほどの仕事ということではありませんで、相当人材が薄くなっているという ことは否めません。

それから、もう一つは、資料の6ページのグラフは原子力のプラント建設ということで書いておりますけれども、原子力の事業は、火力をはじめ、他の重電事業とのシナジーといいますか共通的な部分が多くありまして、単純に原子力発電所だけの議論ではないのであります。ただし、重電事業全体が日本の需要というか、最近の動向からして、国内の仕事としては、ひところよりも半分とか相当に減っているというのは事実であります。

したがいまして、原子力ももちろんそうなんですけれども、火力だとか、あるいは新エネルギーだとか、重電技術全般についてシフトを図るといいますか、その技術を維持向上していくというような努力をしています。その中で、国際展開というのも原子力はもちろん重要ですけれども、火力を含めまして各社いろいろな国際展開をしているのが、今の実態の姿であります。

内藤座長 ありがとうございました。

時間の制約がございますので、本件につきましては、あとお 1 人、須藤さんにご発言いた だいて、次に進みたいと思います。

須藤委員 皆様の議論を聞いているうちに1つ思い出したんですけれども、先ほどの19ペ ージの原子力の国際展開に関する論点 の一番最後のところに、国として、我が国の有する 知見・ノウハウ等を状況に応じて提供・支援するということの関係で、ODAの活用につい て一言述べたいと思います。原子炉そのものを輸出するのにODAを使うべきか、特に円借 款を使うべきかということについてはいろいろご議論があると思いますし、少なくとも今ま でのところ、原子炉はコマーシャルベースの話だということで、せいぜい輸銀の融資ぐらい はいいかもしれないけれども円借款を使うのはどうかなという感じだったと思うし、今まで 余り具体的な案件がなかったから問題にならなかったと思うんですけれども、少なくともこ ういう核不拡散体制の整備とか、原子力の安全規制体制の整備とか、そういうことを途上国 に教えていくに当たっては、技術協力ですね、JICAを中心として行われている技術協力 については、ODAを使うことは、今後、奨励していいんじゃないかという気がするんです ね。これまでも部分的にやっていると思うんですけれども、何となく担当している人もおっ かなびっくりという感じでやっているようですが、これからは原子力というのは、エネルギ 対策としても、環境対策としても堂々と協力すべき対象案件だと思われますので、その辺 を長計なり原子力委員会の方からオーソライズしていただけたら、やりやすくなるんじゃな いかという気がいたします。

内藤座長 ありがとうございました。ご活発なご意見をいただきましたこと、ありがとう ございます。 あと、千野さん、よろしくお願いします。

千野委員 今の須藤委員のご意見で、私、ちょっと発言したくなったのですけれども、確かに原子力の技術協力をODAにというふうなこと、技術協力という枠組みの中では考えられなくはないというふうな気はいたしますけれども、やっぱりODAのもともとの理念といいますか考え方から言うと、そこへいきなり行くというのは、まだまだ十分議論の余地があるなという感じを私は持ちます。といいますのは、アジア諸国への原子力の国際展開ということ、具体的な国を今考えられる範囲で、ここの資料にありますように、中国、それからベトナムが関心を持っていると。それからインドネシアということですけれども、インドネシアの現在の国情を考えてみると、そう近い時点を考えるのは、まだまだ余り現実的ではないのかなという気がいたします。そうしますと中国の場合は、ご承知のように、円借款というのは2007年、北京五輪以降、一応終わりというふうなことになっていますから、そういうもろもろの状況を別に即反対ということではないんですけれども、一気にそこに行くための議論よりも、もう少し話すべき内容がODAの観点からも、技術協力の観点からも、核不拡散の観点からもあるのではないかなという気がいたします。

内藤座長 ありがとうございました。須藤委員のご意見はタブーとして扱うんじゃなくて、 そういうところを少し自由に議論したらどうかということだったと思います。

森本企画官 事務局からなんですが、2点、鈴木委員の方から、原産会議の5ページの議論を入れてはどうかということなんですけれども、これはまさに論点の後半のセッションにかかわるところなので、事前の資料ではあえてこれは入れておりませんので、それが1つと。

それと、細かい議論の部分を事務局よりで申しわけないですけれども、前回の国際協力のところで、今、須藤委員、それから千野委員の方からもお話がありましたが、ODAという意味では、JICAの国際協力として原子力の分野はやってきた実績については、既にご紹介しました。今のお話は、それをもっと大きく、あるいは借款も含めてというようなことの議論と伺ったんですが、事実としてはやっているので、別にルールがあって一線を越えてやっている、やっていないという議論ではないというところだけ、ちょっと今。

須藤委員 円借款については慎重な検討が必要だと思いますが、技術協力はおっかなびっくりじゃなくて堂々とやっていいんじゃないかというのが、私の意見です。

内藤座長 ありがとうございました。

それでは、ほかにございませんでしたら、きょうの2つ目のテーマでございます。これまで3回の議論を踏まえまして、事務局の方で論点整理の素案を用意しておりますので、これにつきまして深くご議論をいただきまして、その結果を踏まえて、4月下旬の新計画策定会議に提出したいと思います。

まず、事務局の方から、資料の説明をお願いいたします。

森本企画官 既に輸出関連のところにつきましては、今、議論いただいたところとややダブルところもあり、あるいは先取りしているところもあるかと思いますが、資料第4号に基づきまして、事前にお送りして読んでいただき、あるいはコメントも若干いただいておりましたので、なるべくポイントを絞ってご説明をしたいと思います。

まず、この資料第4号の構成でございますが、第1回目でご議論いただいた核不拡散体制の維持・強化の話、それから国際協力、それから、ある意味ではその組み合わせではあるのかもしれませんが輸出、国際展開というのを、それぞれ一応項目を分けて書いてあります。ただ、それは相互に関連するところもございますので、はじめにのところで全体を通しての考え方を記載した上で、さらになるべく相互の関係が既にリファーしたところは出るような形で入れてあります。

それでは、はじめにのところからご説明をしたいと思います。

はじめにの部分は、まず、日本として将来の、ある意味では持っていくべきビジョンみたいなものを書いてあるところでございますが、日本として、我が国は核兵器のない、原子力科学技術がほかの科学技術とともに人類社会の持続的発展に寄与している世界の実現に貢献したいと念願。この観点から、核軍縮外交を進める一方で、多国間の枠組みとしての国際不拡散体制の維持・強化に取り組んで平和利用を進めてきております。そして、その成果を踏まえて二国間協力、多国間協力等々によって、原子力に関する知識や技術の交流、共同研究開発等を行う一方で、さらに発展途上国での取り組みの支援を進めているところと。日本の企業の最近の海外新規プラントの受注、特に中国等での原子力発電所や米国での新規受注に向けての積極的な取り組み意欲という近年の状況を書いております。

一方で、近年の北朝鮮の核不拡散脱退宣言とか、つい最近の核兵器保有宣言、あるいは、昨年来、かなり新聞にも載りましたパキスタンの核不拡散の地下ネットワークの発覚、イランの核活動問題等々、本来であれば核不拡散とその原子力の平和利用を両立させるための仕組みであるNPT・IAEA体制に、ある意味では抜け穴みたいな形で存在することが指摘されていると。また、非国家主体のテロ活動等々の危惧も増大してきているということで、核セキュリティ上の新たな課題への対応が重要な課題になってきています。

我が国としては、今後とも核兵器廃絶の実現を目指すとともに、原子力利用を通じた人類の福祉の向上に貢献するべく、国際関係の維持・発展に努めることはもちろんのこととして、こうした状況を踏まえて、原子力平和利用、不拡散の強化に向けて改善し、あるいは追加するべき方策を検討し、その実現を図っていくものとすると、これが全体を通した考えでございます。

それで、大きなイシューの1つ目が、核不拡散体制の維持・強化でございまして、1ページ目の下から2ページ目、それから取り組みを含めて3ページ目の真ん中まで不拡散のこと

を書いてあります。

核不拡散体制につきましては、国際社会が世界平和を追求して究極的な核兵器廃絶を求めるとともに、世界の各国がIAEAの追加議定書を含めた措置も含めて積極的に受け入れて、 平和の目的に徹していることを国際社会に明確にしていくべきと日本として考えると。

それから、近年の状況につきまして、先ほどちょっと出てきたようなことではございますが、2ページ目の1つ目のパラグラフ、特に最後ですけれども、現行長期計画に記載されている各種取り組みを引き続き継続するとともに、それに加えて、政策面・技術面において以下の方策を着実に推進。

その具体的な段階として、1つ目が、核不拡散政策の明確化。これは、原子力利用を厳に平和の目的に限って推進して、核不拡散制度に積極的に参加するとともに、これを厳格に遵守と。ある意味では、国際社会に対して、4行目にありますが、非核兵器国が原子力平和利用を推進する模範を我が国としては示しているところでありまして、今後とも究極的な核廃絶を目指す取り組みをリードするとともに、我が国の姿勢を引き続き国際社会に発信すると、ある意味では透明性、あるいは明確化というところでございます。

それから、次の に挙げてありますのが、具体的にIAEAの保障措置を実施して、それで未申告の核物質とか、あるいは原子力活動が探知できるような環境を整えるための活動を行っていると。これには、転用探知のための計量管理技術でありますとか核不拡散抵抗性技術、あるいは核兵器解体プルトニウム処分等々、いろいろな技術開発も含まれるわけでございまして、 で述べた核不拡散政策を明確化し、それをさらに保障するというんでしょうか、証明するような形で実際の保障措置を着実に実施するということでございます。

また、2つ目のパラグラフにありますのが、それでもなおかつ物の移動、技術の移動というのはあり得るわけで、それを原子力供給国グループ、NSGに参加して、先ほど来もご議論がありましたが、ロンドンガイドラインに沿って厳格な輸出管理を行い、また、さらにNSG、原子力供給国グループで、今現在、核不拡散体制の維持・強化に向けた議論が行われているところでございますが、そこに積極的に参加して、その実現を目指していくということでございます。

それから、 としましては、さらなるステップとして、大量破壊兵器等の拡散にかかる実際の活動を阻止するために、PSIというのを第1回目のワーキンググループでご説明申し上げましたが、こういう水際管理を含めてこういったものに参加し、国際社会とともに拡散防止を物理的に確実にしていくという3段階のステップでやっていくということでございます。

それから、4つ目に、核燃料サイクルに対する諸提案ということで、ブッシュ大統領あるいはIAEAのエルバラダイ事務局長、また、そのほかにもいろいろな提案がなされている

ところですが、特にエルバラダイ事務局長が提唱して国際専門家グループによって検討されたMNAという考え方がありますが、それに対する、まだ、今後の議論により変わるところがあるかもしれませんが、基本的な認識として示しております。

3ページの2つ目のパラグラフで、「日本としても」というところで始まるところですが、特にこのMNAの目指す国際社会の平和と安定の維持の観点から、核不拡散体制の維持・強化が緊急の課題であるとの認識は共有をすると。

一方、この具体的な考え方としてのMNAに関しては、拡散懸念国あるいは非国家主体の核不拡散によるさまざまな問題に対処する上で、具体的にどのような貢献ができるのか、前の2ページで3つの段階でご説明しましたが、実際にその抜け穴あるいは漏れがあるところを本当に抑えることができるのかというところでございますが、そしてまた、それがすべての原子力活動の透明性を確保しながら、NPT上の義務やIAEAの保障措置の義務を果たしている国々にも、そういった平和利用の原子力利用活動を不必要に制約することにならないか等々、まだ慎重な議論が必要であるということから、こうした構想の核不拡散体制強化への貢献度と平和利用の確保を慎重に検討しながら、これまでの制度の強化と着実な実施を図っていくことが現実的であり、また、効果的ではないかということでございます。

それから、 といたしまして、これは国内体制の話でございますが、独立行政法人日本原子力研究開発機構がこの秋から発足する予定でございますが、そこと大学等々国内外の関係組織の連携によって、内外の国際核不拡散体制の維持・強化をめぐる取り組みを行う組織がつくられる予定でございます。名称あるいは具体的な業務等、まだ検討中ではございますが、第1回目のワーキンググループでご紹介したような活動が行われることが考えられておりますので、そういったことでの活動、また、人材の育成等を行うことによって、日本国内の体制の強化に努めていくべきではないかということで結んでおります。

それから、3ページ目の真ん中からが、大きなイシューの2つ目の国際協力でございます。 国際協力につきましては、冒頭で、それぞれ各国が原子力科学技術を生かしていく上で、国際協力を通じてやるということは十分考えられることで、日本としては、原子力の平和利用、核不拡散の担保、安全の確保、また、核セキュリティの担保等を大前提としつつ、以下のような考え方で協力していくべきであるとしております。これは途上国と、それから先進国、また国際機関、3つに分けて書いておりまして、前回、ご議論いただいた際の内容について書いてあります。特に途上国につきましては目的、協力分野等々、やや具体的に書いております。

目的としては、相手国の知的基盤の形成、社会基盤の形成の向上に資する観点、また、近 隣アジア地域にあっては、不拡散体制、安全基盤の形成等々を重視して、人的ネットワーク の構築を図ることを目的として行うと。 協力分野としては、まずは放射線利用分野が多いかとは思いますが、相手国の原子力開発 利用の進展によって、原子力発電導入のための準備活動にも要請ベースで推進すると。その 際の重要な観点として、人材の要請というものにも観点を置いて積極的に支援をしていくと。

それから、協力対象国・地域でございますが、途上国というのがどこまで入るかという議論が第2回目のときにございましたが、ちょっとややくどいかもしれませんが、地域としてはアジアとすると書いておりますが、中国、韓国については、もう既に対等な関係での協力が多くなってきているということのご指摘もございましたので、むしろ前半で述べた途上国云々というあり方にとらわれることなく、相手のニーズを踏まえて相互裨益の観点から計画実施と。

また、相手の国の状況を十分検討しなければいけないわけでございますが、平和利用と核不拡散の確保のために検討するわけですが、一方で、これらに欠けるところがあるからといってあらゆる交流に対して否定的な立場をとるべきではなく、核不拡散の重要性を踏まえつつ、未来志向の考え方に立って、例えば国際機関での活動を活用する。また、安全の確保といったような普遍性の高い分野に限定した協力、交流を行うことも検討するということで、前回、ご議論いただいたインドとの関係等につきまして、単純な一辺倒な分け方はよくないんじゃないかというご議論もいただいたことを踏まえて、このような記載をしております。

協力体制につきましては、ここに書いてあるとおりでございますが、適切に二国間、多国間、国際機関協力を使い分けつつ、相手の自主性を重んじたパートナーシップに基づくことが基本であって、また、その相手の国の中で、原子力分野における協力を活用して科学技術の進歩を図る、あるいは社会発展、経済発展に有効活用するという政治的意志の存在が不可欠であるために、政策対話への取り組みといったようなことも記載しております。ここまでが途上国との協力でございます。

4ページから5ページにかけましては、先進国との協力、また、国際機関への協力につきまして記載しております。

先進国との協力は、からまで記載しておりますが、先進国共通の責務を果たす、また、 資源の分担あるいはリスクの分担といった観点、日本が第一級の研究を進めている分野での センター・オブ・エクセレンス化、また、相互裨益の観点から、競争すべきところと協調す べきところをきちっと詰めた上で協力を行っていくといったような観点を挙げています。

また、5ページの2つ目のパラグラフですが、共同で取り組むときに何が適切かということについて、期間と費用との事前の調査、また、何をテーマとしてやるかということも検討するべきであると。安全基準とか技術標準等の環境整備については、できるだけ国際共同作業としてやっていくのが合理的であると。

それから、(3)に国際機関への参加・協力について記載しております。これは、主にI

A E A と O E C D / N E A があるわけですが、特に I A E A については保障措置の実施機関、また、安全条約等の寄託機関としての機能としての活用があるということ。それから、日本としても国際機関の活動に積極的に関与する、日本がメンバーであるわけでございまして、関与することの重要性、そして、国際機関で得られた成果について、これは日本で得られた成果と同様に扱って、国内で最大限に有効活用するといったスタンスについて記載しております。また、国際機関での邦人職員雇用についても、その重要性にかんがみて、キャリアパス上の評価、理解の向上を期待しているというところでございます。

5ページの後段の国際展開につきましては、事前に原産会議さんの方からいただいた論点 あるいは事務局で用意しました論点の中からピックアップして、あらかじめ用意したもので ございます。最初の環境の変化ということでは、市場の動き、また、それに対応した産業界 の動き等についてグローバル化した原子力産業界の動きについて現状認識を書いております。

一方で、市場の動きとは別に、核問題を契機とした核不拡散あるいはセキュリティ問題の 重要性の認識が高まっているということも事実でございまして、このような環境の変化につ いて記載しております。

それで、6ページに入りまして、したがって、そういった国際環境の中で輸出規制、輸出 管理等を行っていかなければならないわけですが、そうした措置を適切に講ずるということ はもちろんのこと、相手国の情勢についても十分な検討を行うことが前提となろうかと思い ます。

それらを前提として、2つ目のパラグラフですか、 、 として、市場の成熟度あるいは原子力発電利用の成熟度の段階に応じて3つの段階で書いてあります。特に2つ目のところがポイントです。中国への輸出の話が、先ほどもご議論いただきましたが、ライセンスや国際協定等も考慮して、他国の製造事業者と協力しながら展開すると。また、国としてやるべきことはこのようなことであるというような技術協力との関係も記載しております。

また、3つ目のところでは、今後、導入していこうという国に対して、特に後段には、国としてやっていくべき協力のことを記載しております。

最後のパラグラフには、国際競争力を高めていくということが物を売る上でもちろん大前 提となりますので、製造事業者さんへの期待ということで記載を入れております。

なお、先ほど鈴木委員からちょっとございました国内の産業基盤の維持との関係でございますが、メーカーさんとして、あるいは産業界としては、当然これは原子力に限らず自動車でもほかの部門も含めて輸出産業としてどのようにとらえるというのはあるわけですけれども、国として考えた場合に、当然ブレーキをかける必要はないのかもしれませんが、一方で、産業界を維持するためにそれらを出すといった観点というのは、ちょっとやや国が書くペーパーとしては不適当と思いまして、あえてそこは割愛しました。ご議論いただければと思い

ます。

内藤座長 ありがとうございました。

初めに、冒頭申し上げましたが、5時ぐらいまでこの会議を延ばさせていただくということにしますと、あと80分ぐらいしかございません。このペーパーを見ていただきますと、4つぐらいに大くくりがしてありますので、それぞれ目安ですが20分ぐらいずつご議論いただくかなという感じでおります。

1ページ目に、はじめにというところで、今回の国際問題検討ワーキンググループで検討するときの視点が書かれております。2つ目が、核不拡散体制の維持・強化、第1回のワーキンググループの部分です。それが1ページ、2ページ、3ページの中ほどまで書かれております。3.が国際協力、前回の部分でございます。そして、4.が5ページ以降で国際展開ということでございます。そういう進め方をご了承いただきまして、1ページのまず、はじめにというところで、何か抜けている視点等ございましたらご意見いただきたいと思います。あるいは全体的なご意見でも結構でございます。

それでは、町委員、お願いいたします。

町原子力委員 すみません、1つは、この今の1ページに抜け穴が存在するという、抜け穴という言葉も、ちょっと中身にある部分、もうちょっと具体的に書いた方がいいんじゃないかと思うんですけれども、その抜け穴というのは、多分2ページの上に書いてある機微な技術を持っていった後に例えばNPTから脱退するとか、そういうようなことを頭に置いて抜け穴というのを書いておられるんだろうと思うんですけれども、それに対して、ここに「万一転用が発生した場合に対する国際的な措置を充実する」という書きぶりになっているんですが、この辺もうちょっと強く書けないのかなと。充実というよりはむしろ強化するとか、あるいは制裁という言葉がどうかわかりませんが、何らかもうちょっと抜けにくい、抜け穴をつくりにくい日本としての何か書きぶりがないのかなというが1点ですね。

それから、ちょっと途上国の方に行っちゃっていいんですかね。

内藤座長 それはまた後で。

町原子力委員 後でいいですか。そこではそれだけです。

鈴木委員 私、メモを書かせていただいたので、その辺に沿って、この論点整理ともあわせて発言したいと思います。

私のメモの方の1番、2番のところなんですけれども、1番に、まず、第1回の検討会議で書かせていただいた核不拡散文化というのを、あえてここでもう一度強調したいと。論点の整理の方では、2ページ目の核不拡散政策の明確化という の項目の一番最後のところに、我が国の姿勢という言葉が出ていますけれども、この姿勢というのをもうちょっと明確化する意味で、いわゆる日本モデルと申しますか、日本が核不拡散について非常に積極的にコミ

ットしてきたと。具体的にはここに書いてありますように、国際条約などの完全な遵守、さらにそれを上回る透明性についての取り組みとか、政府から民間・個人、企業に至るまでの 非核へのコミットメントというのが日本の原子力政策の、原子力プログラムの基本であって、 これが我が国の姿勢にあらわれていると。これが今後、日本が世界に示す一つの規範ではな いかということで、ここに核不拡散文化というのを入れていただくといいのではないかと。

それから、メモの方の2番目の機微な物質・技術・施設に対する取り組みというのは、この論点の取り組みの中で書かれているものの中に入っているんですけれども、最近のやはり特にNPT体制の強化のいろいろな提案で書かれているものの共通項として挙げられるのが、やはり高濃縮ウランとプルトニウムにかかわる物質の規制及びその生産にかかわる施設、技術の規制というところに焦点が当たっていますので、今回の論点の整理のところでも、それをぜひ明確に書いていただきたいというのが私のメッセージです。

具体的には、我が国は、特に非核保有国としてその両方を持っている唯一の国なので、ある意味で責務もあると、それから、その影響力も持っているということだと思います。先ほどの日本モデルの中に、核燃料サイクル技術を持つためには、そのような核不拡散文化を持つべきだというふうな組み合わせで説明ができるんじゃないかと。

それから、実際にMNAの記述に対する記述が、3ページに約1パラグラフ書かれているんですが、どうもMNAに対してちょっと消極的過ぎるのではないかというのが私の印象で、むしろMNA以外にもさまざまな提案がなされております。それに対して一つ一つ日本ができることを、やはりここで書いていただくのがいいんじゃいなかと。例えば、今、ここにも書かれていますけれども、重要なところは、要するに核拡散防止をやるんだけれども、平和利用の侵し得ない権利というNPT第4条との両立をどう図るのかというところが一番大きなところだと思うんですね。それに対して日本がこれまでやってきたこと、透明性と信頼性向上、それから遵守違反に対する新たな規制の検討、それから、追加議定書の普遍化とか違反検出能力の強化、こういったことはここに書かれているんですけれども、これは核拡散防止とNPT第4条の権利を守る、両立するための重要な施策であるというふうに書いていただくのがいいんじゃないかと。その中の一つにMNAのアプローチという、MNAというのは検討に値すると私は思います。

ただし、MNAの中で現実に提案されている中には、IAEAのレポートの中ではないですけれども、ほかのレポートの中に、実際に国連ハイレベル委員会での報告ですとか、アナン事務総長の提案の中にも生産凍結とか、それから新しい施設の凍結と、これに対しては確かに第4条に引っかかる可能性があるかもしれないということで、いろいろな提案について、第4条の権利との両立が本当にうまくいくのかどうかということについて検討していくと。MNAそのものが平和利用の権利を否定しているかのような表現は、ちょっとおかしいので

はないかと思います。MNAのレポートの中には明確に第4条についての記述がはっきり書いてありまして、それを守るためにMNAはやるのだというふうに書かれておりますので、 そこは重要なことではないかと思います。

それから、はじめにのところには書いてあるんですが、中で出てきていないのが核テロリズム防止に向けての取り組み強化と、これもどこかに書いていただきたいと。これが最近特に重要視されていると。国連安全保障理事会決議の1540の取り組み、これは日本は積極的にもう既に取り組んでいるんですが、これはなかなか世界的に現実にやるには大変難しいということで、これについても、今後、具体的な対策を世界的に広めていく必要があると。それから、最近、条約改正あるいは核テロ防止条約と核物質防護条約改正についても取り組んでいく必要がある。

それから、今回の論点に書かれていないこととして、我が国の取り組みの中の一つに、やはリプルトニウム需給バランスの適正化というのもどっかに、ここへ書くのがいいのかわかりませんが、ぜひ原子力委員会の中の議論として必要ではないかというのが私の意見です。

それから、最後に、これも書かれてはいるんですけれども、新法人の核不拡散研究センターの研究についての支援と申しますか、期待をぜひここに書いていただきたい。それは、日本が今後こういったいろいろな論点を研究していく上で、発言を発信していく上で必要な研究能力を高めていくと。それは国としての研究センター、それと産業界や民間研究機関や学会との連携ということを図っていくための重要なコアとして育てていただきたいというのが私の希望です。

以上です。

内藤座長 ありがとうございました。

どちらかというと、もう核不拡散の 2 . の方に関連するお話ですので、そちらの方に議論を譲りたいと思います。それで、 1 . についてはほかに。

山名委員。

山名委員 既に核不拡散の話に入ってしまっているんですが.....。

内藤座長 それは後で扱います。

山名委員 はじめにのところで、先ほどから輸出のところで言うべきだったかと思いますが、ちょっとコメントしたいのですが、国際問題のこのワーキンググループの答えを出すときに国際的な話を書いていくのですが、すべての基本には、やはり策定会議で今審議をしている国内の原子力の展望がどうなるかということが基本になっているわけです。それは、今後、約数十年以上、原子力3割から4割を維持しようという一つの方針が出ておりますし、2030年ごろから改良型の軽水炉というのを一つの柱に置いていこう、長期的にはFBRを入れていこう、それから核燃料サイクルですね、きちんとした核燃料サイクル、バックエンド

をつくっていこうということを、今まで方針で決めてきております。

この中で、じゃあ、国際問題が何になるのかというスタンスがもう少し見えるべきではないか、といいますのは、国内の状況が変わらずに世界だけ変わったわけじゃないんですね。国内もどんどん変わっているし、世界もどんどん変わっている。その中で、我が国の原子力政策における対外的な戦略は何かという表現がもっとほしいなと思うんです。例えば、先ほどの輸出の議論のところでも、輸出することの方法論はたくさん出ましたが、実際、フラマトムが世界中制覇したときに、ちょっと過激な言い方をしますが、我が国の技術セキュリティとして成立するのかという不安がありますよね。やはり我が国の原子力技術が国際的な競争力を持つということが、我が国の原子力の安定に寄与するという自国のエネルギー論というのは当然先にあるべきだと私は思うんですね。そういうふうに、はじめにのところで、我が国の原子力政策がこういう状況になって、こういう展開を迎えている中で、国際的な対応はこういうふうに変化してきて、それに対して、今回こういうような姿勢をとっていくんだというストーリーが少しあった方が、アップデートされた状況でいい報告になるのではないかと。

以上でございます。

内藤座長 ありがとうございました。そのほかに1.のところにつきましてございますで しょうか。

ないようでしたら、2.のところに移らせていただきまして、先ほど鈴木委員の方からご 提案がありまして、具体的には核不拡散文化という話と、あと機微物質に対する取り組みの お話と2つ大きくあったと思いますが、これも含めて皆様方からご意見をいただきたいと思 います。

じゃあ、引き続きまして、山名委員。

山名委員 私の理解では、我が国の核不拡散に対する政策の基本は、2ページにあります、 の3点セットであるという理解でいるわけです。次に、エルバラダイ構想のMNAの話が として来て、並列状態に見えてしまうんですね。そうじゃなくて、我が国は1、2、3で頑張ってやっているんだよと、そこにエルバラダイの構想が出てきているという、ちょっと格を分けた書き方をしないと並列で扱われてしまう。2ページのエルバラダイののところを見ますと、フォントがここだけ違うんですね。多分、後で入れたんじゃないかと、こう思っているんですが、結局 、 と、それから 、これは我が国の基本路線として先に書いて、それに対してMNA構想というものは出ているが、我々はそれを慎重に検討して議論していこうという書き方にすべきではないかと思います。

以上です。

内藤座長 ありがとうございます。

核不拡散文化ということにつきましては、先ほどご発言がありましたように、鈴木委員から第1回目でご発言があり、また、近藤委員長からも若干のコメントがあったんですが、核不拡散意識の向上といいますか、そういう意味では非常に重要な概念だと思うんですけれども、必ずしも熟した言葉ではないのかなという感じもあったりするわけですが、そのときには余り皆様からそれ以上のフォローがなかったように思うんですが、この問題、いかがでしょうか。

遠藤顧問、お願いします。

遠藤顧問 今のご指摘の点ばかりじゃなくて、2.について私の感じを、今の点も含めて 申し上げます。

山名委員の言われたように、確かに論理的には 、 、 、 ちょっと は違うような気が するんですが、とにかくいずれにしても 、 、 、 ちなみにというので が来るのであって、これはやっぱり論理的に、その方が私は据わりがいいと思います。

そういう前提の上に、核燃料サイクルに対する諸提案、つまり なんですけれども、私はまず、この点については、鈴木委員とは意見が同じところもあるんですけれども違っている部分も相当にあるので、私は、このMNA構想はたまたま個人として関係したものですから、これを私は、今ここの原案で書かれているようなラインではないかと思うんです。つまり少なくとも現在の視点、当分、中長期的には別にしまして、現在の視点では、むしろこれは本当に核不拡散に役立つのかなという気が非常にするし、むしろ逆のことだってあるんじゃないかという気がするわけです。

したがって、私はこの今の原案で大体いいのではないかと思うんですけれども、ただ、最後の2行目は、これはちょっと役人的な文章であって、私にはわからないんですけれども、同構想の核不拡散体制への強化への貢献度と原子力の平和利用の確保を慎重に検討しつつと、これは一体どういうことなのか。その次の、これまでの制度の強化と着実な実施を行っていくことが現実的かつ効果的であると、これが本音であると私は思うんです。ところが、慎重に検討しつつというのは、これは一体どういうことを言っているのか。むしろもっとはっきり文章を書いた方がいいんじゃないかという、こういうふうな文章はやめた方がいいんじゃないかという気がいたします。

それから、核不拡散文化というのは、これはそろそろこういう言葉を使ってもいいんじゃないかという気がして、私も、先週も某国際会議でこのNP文化というのをかなり使った記憶があるわけです。

以上です。

内藤座長 ありがとうございました。

木元委員。

木元原子力委員 今まで、委員会の中で論議してきたところを踏まえて、とてもよくできているという感じはするのですが、1の部分、ちょっと細かくなりますが、1ページのはじめにのところです。3つ目のパラ、「そこで」とありますね、一言受けているのが。「そこで、わが国としては」という箇所の「そこで」は要らないように思います。こうこうこういうことがある、だから我が方はこうすることにしたではなくて、もうやることになっているのですから、「そこで」を言わなくても、いきなりずばっと言った方が格好いいと思います。

それから、今、山名委員がおっしゃった、この2.の、、はそのとおりで、私もこれだけがきちんとあってしかるべきであって、エルバラダイそのほかのこの文言は、若干長過ぎますし、印か何かで処理してもいいんじゃないかと思います。そういう構成の方が、日本側の姿勢と、明確な自分たちの意思表示が出てくるような気がするので、そうしていただければありがたいということです。

それから、今、文化という言葉をどうするかということでご論議いただいているわけですけれども、一般的に、私たちの国民感情、国民感覚からいきますと、文化という日本語の持つニュアンスが、国際的に評価されていることとちょっとずれが出てくるような気がします。カルチャーと言ってしまうとまた別なんですけれども、文化と言ってしまうと、ちょっと狭く、軽くなっちゃうんですね。ですから、今回の場合に文化を使うならば、よほどきちっと説明しなければならないだろうし、また、大事なことを文化という言葉で片づけてしまうのかというふうにも言われかねないので、「核不拡散政策の明確化」で私は通るんじゃないかなと思うんですが、新しくこの場から認識を確実にするという意味で文化を使うのであれば、少し内容も変えなきゃいけないかなと。また、それに対する覚悟も少し言葉としてあった方がいいのかなと、そういう感触です。ですから、絶対だめだとも言わないし絶対いいとも言えないんですが、少しご論議いただいた方がいいと思います。

ありがとうございました。

内藤座長 若干、座長の特権を乱用して、ここでちょっとコメントさせていただくと、チェルノブイリのときに、あれはスイスの人が議長をやったんですが、一番最後、事故解析の会合のときに、セーフティーカルチャーということを言い出したわけです。セーフティーカルチャーという意味合いはいいんですが、それを「安全文化」と訳した途端に、セーフティーカルチャーが持っている概念範囲と日本語の「安全文化」という感じが、ちょっと齟齬が出てきて、文化とカルチャー、一対一の訳ではないと思うんですね。むしろ、その風土とか精神構造とか、そういうことが重要なんですが、そこが文化と言った途端にわからなくなってしまうんですね。ですから、先ほども申し上げましたように、そういう核不拡散政策を大事にして、それを政府だけじゃなくて一般国民からすべて、組織にあるものもないものも、

そういう意識を持って行動していく、これは非常に重要なことだと思うんですが、それが不拡散文化という言葉でいいのかというところは、大いに議論する必要があるんじゃないかなというふうに思います。

すみません、独断でそういうことを申し上げまして。

それでは、宅間委員お願いいたします。

宅間委員 これは、今核不拡散に入っちゃっています、もう。

内藤座長 もう核不拡散のところです。

宅間委員 それでは、ちょっと初めのところでちょっと気がついたやつがあるんですが。

内藤座長 どうぞ。

宅間委員 いいですか。

内藤座長 はい。

宅間委員 ここで、やはり今の原子力産業を輸出しようというのは、歴史的に見ると、まず電力会社がプラントを輸入して、そこで日本の電力供給に役立つ、それと同時に、あのときには電力会社がメーカーさんの方にライセンス契約を結んでもらって、それで国内で原子力産業を育成していく。だから、電力会社の発電所建設と、それから原子力産業を国内で育成していく、いずれは輸出産業に育てていこうという、こういう意図をもとにこれはずっと進んできたように思うんですね。そして予想されたように、原子力のプラント建設はずっと頭打ちになってきたけれども、そのときには日本の原子力産業は、既にプラントは輸出産業としても十分な成熟をした。しかし、今迄は出れる状態じゃなかった。しかし、国際状況を見ると、今まさに日本の原子力プラントが外から求められている、今こそ、そのときが来たんだというようなニュアンスがどこかに入らないかなということを、ちょっと言わせていただきたかったということでございます。

内藤座長 その辺の趣旨は、第一パラの後半が、そんな趣旨で多分書かれていると思うんですが、もう少し鮮明にということで具体的な案文をご提案いただけたらと思います。

続きまして、須藤委員。

須藤委員 エルバラダイ構想のところですけれども、若干違ったニュアンスの人の意見を一つの文章にまとめるというのはなかなか難しいことだと思います。私は原案でもいいんじゃないかという気はいたしますけれども、先ほど鈴木委員からご指摘がありましたように、これがかなり否定的に響くということであれば、政府の方としてもこれを検討していくことを否定しているわけじゃないんですよね。当面は、現在ある制度を強化していくということが大事だし、専門家グループのレポートでも、現在ある保障措置それから追加議定書の普遍化というような、現在ある制度を強化していくことが非常に大事であるといったことということを言った上で、さらにこのMNAが、そういう制度を補完することに役立つかもしれな

いということを言っているわけで、日本政府としても、これを検討を続けることを否定して いるわけじゃないと思うんですね。

そこで心配なのは、一番最後の2行ですね。ひっくり返して「これまでの制度の強化と着 実な実施を行っていきつつ、同構想の核不拡散体制強化への貢献度と原子力の平和利用の確 保を慎重に検討することとする」とか、ひっくり返したら 実質は余り変わらないと思い ますけれども、心配な向きには多少は良くなるかなという感じがいたします。

内藤座長 実は、ここは変な文章で、いきなり「なお」というのが書いてあるんですよね。 多分この作者の心は、これはやっぱり 、 が基本であって、 は、この観点からつい でに言えばどういうことかという感じで多分書いていると思うので、どなたか先ほど落とし たらという話もございましたしアスタリスクにしたらという話もございました。ですから、 その辺も踏まえて、ちょっとMNAのところだけが局所肥大的な感じがしますので とい いますのは、これを取り上げると、ではほかのはどうなんだということになってきますので、 その辺はちょっと後で慎重に検討していったらどうかなと思います。

齋藤委員、お願いいたします。

齋藤原子力委員長代理 まさに私は、それを申し上げようと思ったわけでありまして、今我々が検討しなければいけないのは、これから10年から20年を展望して、当面5年の長計であるわけでありますから、今起こっている、こういうエルバラダイ構想等々が今後どういうふうに議論されていくか、例えば5月2日からの核不拡散再検討会議や、関連する会議等で今後議論がどちらの方向にいくかまだわからない訳です。そういうものについては余り言及してもしようがないのであって、我が国の基本的な姿勢をしっかりと書いておけば、その後は先ほどございましたように、これまでのNPT制度の強化と着実な実施を行っていくことが現実的、効果的であり、諸提案については、この基本方針にのっとって対応していくとか、そういう書き方だけで良いのではないかと感じたわけであります。

内藤座長 ありがとうございます。

鈴木委員。

鈴木委員 今ので私もいいと思うんですね。その中で私が言いたかったことは、第1条と第4条の両立だということを明確に書けばいいと。それさえ確保されていれば、私はそのために何ができるかということで、MNAはもちろんその一つのオプションであり、ほかにもいろいろ提案されているわけですから、それを全部今後検討していくべきだということでいいんじゃないかと。

内藤座長 ありがとうございます。ほかに、この2.のところで。

宅間委員。

宅間委員 ちょっと違います、1のところでですね......

内藤座長 はい、どうぞ。

宅間委員 いいですか。どういうふうに書いたらいいかわからないし、どういうふうに解釈するかわからないんですけれども、やっぱりこの1の一番下の行に「我が国の姿勢を」とあるんですけれども、そこにやはり民主・自主・公開という大きな3つの原則、つまり我が国の原子力に携わる者の行動指針がある。日本の国内の平和利用目的に限ってやる場合に、民主・自主・公開という、あの言葉が原子力基本法にもちゃんと入っているんですし、国内でやってきたのはそれでよかったのかもしれないけれども、今度外に出る場合には、この言葉をどのように解釈してというか取り上げていいのか、そこらについて私もどう書いていいかわからないですけれども、そういう言葉がこの中に入っていなくてもいいのかなという気がちょっとしないでもないんですが、ちょっとそのあたりは考えていただければと思います。

内藤座長 遠藤顧問。

遠藤顧問 すみません、私、鈴木委員と議論をここで一対一で議論をするつもりは全くないんですけれども、1条と4条の関係あるいは1条、2条と4条の関係というのは並立なんでしょうか、それとも1条、2条があって4条が来るんではないかという、2つの解釈があると思うんですよ。したがって、私は今言われたような1、2と4が両立というふうに決めかねるのは、私はちょっと解釈上も無理があるんじゃないかなという気がして、そこら辺は余り言わない方がいいんじゃないかと思うんですけれども。

内藤座長 鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 おっしゃるとおりで、私のメモの方は核拡散防止を大前提、だからまず1、2が大事ですよね。第4条というのはその中でやるんだと。ところが、先ほど問題になったのはMNAの中で、ここで書かれているようなことは、平和利用に影響が出るんじゃないかという心配があると、MNAがですね。それに対して、それは第4条との引っかかりがあるんだというのは、このエキスパートグループの報告書にちゃんと書かれていますので、MNAのアプローチのところで一番議論されていることは、原子力平和利用において供給のアシュアランスだ、サービスの保証だということをはっきり書いているわけですね。それは、第1条、第2条を犯さない範囲でやるべきだと、こういうことを言っているわけで、その原則は日本も当然賛成すべきであって、そこを明確に書いていただくのがいいんではないかというのが私の 多分私の意見は大してそんなに変わらないと思います。

内藤座長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

そうしましたら......

木元原子力委員すみません、もう一つ。

内藤座長 はい。

木元原子力委員 宅間さんのご意見について伺いたいのですが、自主・民主・公開の原則

という場合は、原子力基本法を持ってきて書いた方がいいということでしょうか。ただ単に。 宅間委員 そのニュアンスが その言葉が原子力基本法にちゃんとあるし、それは我が 国の姿勢、原子力に携わる者の姿勢をきちっと書いてあるので、その姿勢というのはやはり どこにも崩れていないはずなんですけれども......

木元原子力委員 それは、原子力基本法に則っているわけだから、それも書いた方がいい ということで、ただその言葉だけ持ってきてということですか。

宅間委員 そうですね、この言葉を書くべきだと主張しているわけではないのですが。

木元原子力委員 私は書くならば、原子力基本法をきちんと踏まえてということの方が必要かなと思うんですけれども。原子力基本法となると、全部、含まれますからね。

宅間委員 そうなんですよね。

木元原子力委員 長くなっちゃいますが。

宅間委員 一番最初に「厳に平和目的に限って」と言うならば、我が国の平和利用の特色としてそれと対となってのあの3つの語がどこかにあってもいいかなという気もしますので。 木元原子力委員 こういう原子力基本法を、日本はこのように持っているという。中身も知らない方の方が多いと思いますので、書いた方がいいのかもしれませんね。

宅間委員 そんな気がちょっとしたものですから、ちょっとご検討いただければと思ったんです。

木元原子力委員 すみません、ありがとうございました。

神田委員 民主・自主・公開だけを書くことは、あれは第2条です。原子力基本法の第2条に書いてあるのは、平和の目的に限るが1で、安全をということがその次に書いてあって、民主・自主・公開、民主的な 公開だって成果の公開ですよね。だから、その言葉だけを拾って、その次は国際協力に貢献すると書いてあって、だから6原則で走っていて、その1番目のうちの3、4、5だけをピックアップするとバランスが悪くなるから、もし書くなら原子力基本法第2条に詳しく書いてあるんだからということを、ちょっとどこかに書けばいいだけであって、民主・自主・公開だけを取り上げるのは違うという感じを受けます。

宅間委員 すみません、私もそれだけ取り上げるというわけじゃなくて、その扱いをこの 中でどういうふうに扱うかということなんです。ご検討いただければと思います。

内藤座長 わかりました。事務局も含めて検討することにしたいと思います。ほかにございますか。神田先生、何かありますか。

そうしましたら、2.までの議論は進んだということで、3.の国際協力ですね。前回もワーキンググループでの議論があったところでございますが、3ページから始まりまして。ここはちょっと大部でございますが、5ページまでにつきましてご意見いただけますでしょうか。

鈴木先生、何かございませんか。

鈴木委員 きょうの議論で、かなり私の言いたかったことはカバーされちゃったと思うんですが、ここで私のメモのところで書かれている、言葉がいいかどうかわかりませんが、まず大原則として「国際協力・展開における政府の役割」というのがもうちょっと明確に書けないかなと。「科学技術基盤」「安全基盤」「核拡散防止基盤」という言葉を使っているんですけれども、3本柱を中に書いてていただくのがいいかなというのが1つ目。

2つ目は、ここもきょう話が出ていましたけれども、はっきり言って、NPT加盟国でない国に対してどうするのかという議論があったと。それに対して積極的にやるんだということだったと思うんですが、そのためには、そのルールを明確にしなきゃいけないということをここで言いたいということです。ルールがはっきりすれば協力も進められるということで、それを明確にしていただきたい。

最後のところは、先ほどちょっと私がコメントさせていただいた「国際競争力のある原子力産業に向けての施策」の中で、技術力の維持、継承・強化というのをどう考えるかというのが、それは国際展開との関係で、技術力維持のための輸出というのは私もちょっと違うとは思うんですが、世界的な国際市場の中で、日本の原子力技術というものをどう考えるのかというのが、もうちょっと明確に書かれていていいんではないかなというのが私のコメントです。

具体的には幾つか、細かいコメントは既に事務局の方に送らせていただいたので、それを 見ていただければいいと思います。よろしくお願いします。

内藤座長 ありがとうございます。

遠藤顧問、それから町委員ですね。

遠藤顧問。

遠藤顧問 では、私から2点申し上げます。

1点は、今、鈴木委員の言われた、いわゆるインド、パキスタン、イスラエルといったようなNPT非加盟国に対する関係をどうするかという、これはたしか以前議論したわけなので、これを入れるべきではないかな、ただしインド、パキスタン、イスラエル等々と何でもかんでもやれなんというわけじゃなくて、やはりきちっとしたルールのもとにやるべきであると、これは鈴木委員と全く同じです。

それからもう一つは、ちょっと細かい点なんですが、CDMというのは全くどこにも入っていないんですが、CDMというのは、私は第一約束期間では、シンボル的な意味しかなかったと思うんですが、今度の第二約束期間でありますと、これは現実に発展途上国への協力の場合には非常に意味を持つことなのであって、これへの言及はどうしてなかったのかなということ、この2点です。

内藤座長 ちょっとクラリフィケーションなんですが、初めの点につきましては、4ページの の協力対象国・地域のところの下の方で、先ほど事務局から明示はしていないという 断りがありましたが ちょっと長過ぎるな、文章が。下から4行目あたりから、「これらに欠けるところがあるからといってあらゆる交流に対して否定的な立場を取るべきではなく」というところが、インド等を含めて議論したらどうかという趣旨で書いているということのようなんですが、この書きぶりだけでは不十分だということでしょうか。

遠藤顧問 そういうふうに読むわけですか。

内藤座長 ええ、ですから「これらに欠けるところがあるからといってあらゆる交流に対して否定的な立場を取るべきではなく、核不拡散の重要性を踏まえつつ、未来志向の考え方に立って、例えば国際機関における活動や安全の確保といった普遍性の高い分野から、限定した交流、協力等を行うことも検討する」と。

遠藤顧問 説明を受ければ、確かにそういうふうに読めないことはないんだけれども、それはわかるんでしょうか、そういうのは。

内藤座長 委員としては、インドとかパキスタンだとか......

遠藤顧問 そこまで書かないまでも、「NPT非加盟国」という言葉でいいと思うんですけれども。

内藤座長わかりました。それも含めて検討することにいたします。

それから2つ目が......

遠藤顧問 CDM。

内藤座長 CDM。CDMに入れることを積極的に政府としてもやるべきだということの ニュアンスがどこにも書いていないと、そういう趣旨ですか。

遠藤顧問 そうです。

内藤座長はい、わかりました。

ほかにございますでしょうか。千野委員 ごめんなさい、町委員が先に意思表示をされていましたので、町委員、お先に。

町原子力委員 今の遠藤先生のNPT非加盟国というのは、私も書いた方がいいと思います。実は、先週クアラルンプールでIAEAのRCA政府代表者会合というのがありまして、そこでインドの代表とパキスタンの代表が、FNCA協力は日本が一生懸命やっているけれども、なぜインドとパキスタンを入れてくれないか、これは差別であると、こういう発言をされているんですね。このときは外務省の方が適切に答えておられるとは思いますが、そういうこともあるので、かなりはっきり、そういう国に日本の政策を理解してもらうように書くのがいいと考えます。

それから、今のFNCAの関係で、実は現行長計にはFNCAが明示されて、日本として

途上国協力に貢献する一つのメカニズムとしてやっているということが、書いてあるんですけれども、今回全くFNCAの名前が出てきていないので、これまで5年間、遠藤顧問等のご努力もあって経済・社会的な、目に見える成果をFNCAが上げるべきだということで、そういう努力をした成果も出ているのでFNCAを明示的に挙げる必要があるのではないかと思います。

人材養成は、先ほど鈴木委員も言われたように大事なことです。人材養成についても文部 科学省がここ約20年間、「原子力研究交流制度」によってかなり大勢の人を日本にお招き して、特にアジアの途上国の人材養成にかなり積極的に貢献してきた実績もあるので、その 辺のことも少しリファーしていただくと良いと思います。

それから韓国が、実は暫定的なRCAの韓国事務所を数年前に設置したんですが、今回のRCA政府代表者会合で、これは正式にIAEAのRCAの事務所に認定されたと聞いておりまして、韓国も盛んにアジア諸国への貢献を一生懸命やろうという姿勢を出しておりますので、日本がやはリアジア協力を熱心にやっているということをどこかに書いていただいた方がいいのではないかと感じました。

以上です。

森本企画官 ちょっとよろしいですか。

このワーキンググループの論点のつくり方でちょっと悩んだのは、ご議論いただいていることをなるべくピックアップしようというので、現状分析的なところはかなり落としちゃったものですから、実は3つの分野について、ここはある意味では、現状のところは抜けております。策定会議本体の方で議論いただくときには、当然これ以外に、このワーキンググループで延べ150枚ぐらいの資料を皆さんにお渡ししてこれまでやってきたんですけれども、恐らくそれと同様またはエッセンスの部分は提出する必要があり、どのような形の資料が良いか、本来そこもあわせて本当は皆さんにご議論いただいた方がいいなと思ったんです。そこで論点の整理として、FNCAについてリファーをするので足りるのか、こうせよというところまで議論するのか、前回具体的なプロジェクトについては、この場ではちょっとご議論いただいていないので、そこの指南をどうするというところまでは書き込んでおりません。内藤座長 お待たせしました、千野委員お願いいたします。

千野委員 3.の国際協力のところの、この前文ですね。これがどういう文脈というか、どういうお考えでこういう文章になっているのかなというのは、ちょっとご説明していただけるとありがたいなということです。普通、国際協力という場合に、こういう書き方というのは割合珍しいなと。そういう国があることは十分に考えられるというふうな、その場合協力するということなんですけれども、十分に考えられることであるというふうに 何と言ったらいいんでしょうね、ちょっとうまく、自分の質問の仕方ができないで悩んでいるんで

すけれども.....

内藤座長 要するに、ちょっと慎重過ぎないかということですか。

千野委員 認識として、ですからそういう慎重さはあるということであればそれでいいんですけれども、どうしてこういう文章になるのかなというのが、素朴に.....

内藤座長 若干持って回っているということですね。

千野委員 そうですかね......

内藤座長 事務局からありますか。

近藤新計画策定会議議長 いや、今おっしゃられたとおりなんですが、国際社会で仕事をすると、大体、これが標準パターンなんですね。こういうことが十分考えられるというオブザベーション、判断をまず述べて、それを踏まえて、我が方としてどうするか、が続く。日本語として、考えられるという言い方は、あるいは、現実そういう例が少なくないというオブザベーションの方が良い、そういうことがなされようとしているという書き方もあるのかなと思うんですけれども、そうなるとどれとどれだがないと独断と偏見で書いているとみられることもあるわけですね。それを避けたいなという感じが事務局にあって、そこはやや淡々と現状というか可能性を見る、国によっては、それぞれの国がそれぞれの事情で原子力を使いたいということは当然あるでしょうと。そうならば、それに対して日本として協力できることがあれればやるべしと、そういうものの言い方をしているんです。

そこは、あそこにある、ここにもある、あるいは最近たくさん見られますという書き方も確かにあるとは思うんですけれども。今度のパリ会議のステートメントでもそこは非常に持って回った言い方をしているんです。基本は各国が、それぞれの置かれた制約条件とそのビジョンのもとでエネルギー計画をつくり、その中に原子力があることは十分考えられる、そういう言い方になっている。だからこれは私は政治的なものの書き方だと思っているんです。けれども、考えられるというのは実はいつでも考えられちゃうので、現実のオブザベーションとして、もうちょっと踏み込んだ書き方があるのかなとは思っております。

感じられたもどかしさは十分に理解をしていますので、検討させていただくことになると 思います。

内藤座長 ありがとうございます。鈴木委員 ごめんなさい、山名委員が先でした。

山名委員 まず、途上国に対する協力の目的のところなんですが、最後に「研究者及び産業界の多層的な人的ネットワークの構築を図ること等を目的とする」とあるんですが、その人的ネットワークの構築が目的であるというふうに、ここに明言してしまっていいのかと。つまり、人の関係だけつくるためにやるのか、恐らく前回の長計では、技術向上に対する自助努力を支援してどうのこうのと書いてありまして、目的はやはり人的ネットワークの構築だけでなく、そこの国の技術力の向上といいますか知的基盤の向上といいますか、であるか

というふうに思います。

それから2つ目ですが、4ページで、地政学的に経済的に緊密なアジアとするということなんですが、もちろんこれには異存がないんですが、地政学的に遠い国がどこかあるんではないかと。例えば、ついこの間うわさで聞いたんですが、韓国がカザフスタンと協定を結んだとか、あるいはアフリカ、南アフリカにガス炉ができるとか、あるいは南アメリカの原子力ですとか、地政学的に遠い国についても多少は関係あるんではないかと、率直に思います。

それから、もう1点申し上げたいんですが、これは大学の人間として言いたいんですが、 毎回同じことを申し上げて申しわけないんですが、本当に技術の国際的な協力というのは、 学会活動レベルでの非常にオープンな知識の供用、共有が非常に大きな部分を占めています。 ですから、よその国のある部分と研究協力を結んだというのはもちろん大事なんですが、本 当はそういう学術界での非常に広い交流というのが非常に大事なベースになっております。

ここで政策としてお願いしたいのは、やはり学術的な国際交流に対して、政策とは言いませんが国としてそれを認めていただく、支援するというとちょっと語弊があるのかもしれません。基本的に学会活動というのはNGOですから、支援されるところがあるとまずいところがあるんですけれども、やはりNGO的な活動がこういう国際協力の基本になっているということをどこかに表現できないかなと、常日ごろ思っております。

以上です。

内藤座長 ありがとうございます。

鈴木委員。

鈴木委員 先ほどの議論のときにちょっと申し上げたんですけれども、燃料サービスについての記述がないんですが、これからは国際協力の中でもフロントエンドとバックエンド、両方の燃料サービスについての協力についても、日本は考えていく必要があるということはいかがでしょうか、これが1点です。

それからもう一つは、きょういただいた資料の中の、前回私が質問させていただいたものに対する回答の中、予算があるんですけれども、核不拡散関係が78億ぐらいで、安全と研究開発が147億、そのうち国際分担金が大体90億で国際協力が50億ぐらいなんですね。日本の原子力予算3,000億の額にしますと10%も行っていない、合計で200億ぐらいなんですけれども、もうちょっとふやしていいんじゃないかなと。これは特に、一番海外との協力で、文科省のアジア諸国との協力はわずか1億7,300万、核不拡散対応の強化は1,100万円しかない。一方で、日米科学技術協力5億2,600万円、何かわからないですけれども、ITERが26億という非常に大きな金額を使っているんですね。予算の議論が全くなかったんですけれども、全体の原子力予算の中で国際協力の予算が、例えば目標として10%ぐらいというふうな議論もあっていいんじゃないかというのは、ちょっと私

の印象です。

内藤座長 ありがとうございます。

山名委員は、まだご発言ですか。

木元原子力委員 ちょっとすみません。

内藤座長 はい。

木元原子力委員 さっき千野さんがおっしゃったことなんですけれども、私も実は、この部分頭が重たいなと思っていたんです。言い出しから何から、国際協力と言っていて、国民のうんぬんかんかんと、こう書いてありますよね。終わりのところに、国際協力によりこれを達成しようとすることは十分に考えられると。実はここのところで、国際協力の基本的なあり方として、今考えられることは、というような文言が前に来ていれば、まだ理解は早いんですけれども、頭が大きく重たくなっているから、何かもったいぶって言っているような気がしないでもない。だから、何かちょっと構文を変えればいいのではないかなと。どうでしょうね、千野さん。そういう意味で私はとっちゃったのですが。

千野委員 頭が重たいと言えば、この論点整理、余り言わなかったんですけれども全体的に頭が重たいと。何か論点が落ちないようにということで、全部入れ込んでいるなという、一つのセンテンスの中にという感想はあります。すみません、余計なことを言っちゃって。 木元原子力委員 すみません、私も。ちょっと入れかえてみたらいいのかもしれません。 内藤座長 ありがとうございます。

それでは、次の......

近藤新計画策定会議議長 ちょっと待ってください。

内藤座長 はい。

近藤新計画策定会議議長 ちょっと遠藤先生、その4ページのインドの問題ですね、要すれば。これは、こういう中身でよろしいのか。つまり、先ほど鈴木委員はルールを明確にしてとおっしゃった。遠藤先生もルールという言葉を使われたと思うんですけれども、ここは今後の10年間の取り組みについて書くべきものとしますと、そういうことを今後ルールを明確化して取り組むべきであるという書き方ももちろん、そう書けば、それで皆さんのご期待にこたえたことになるのかなと思うんですけれども、ここはそのルールというものをもって、言葉は使わないんですけれども核不拡散の重要性を踏まえつつ、しかし未来志向でという、そういう言い方で原則というか基本的考え方を書いたつもり、しかも、したがって用心深く国際機関の取り組みとか平和、安全というのは普遍性のあるところから入りましょうかねと、ある意味ルールという言葉じゃないけれども基本的考え方、取り組みのスタンスは示しているつもりなんですが、これでは不足なのか、これでいいのか、そこがちょっとお二方のご発言から、私、正しいポイントが理解できなかったものですから。

遠藤顧問 私も、今の委員長のおっしゃるとおりで そういうことなんです。

内藤座長 鈴木委員。

鈴木委員 具体的には、私は文章としては、上の6行目ぐらい上に「協力のあり方を決めるに際しては、協力対象国・地域の原子力の平和利用と核不拡散を確保するため」というところがあるんですが、そこの「ため」の次に、二国間協定や協力枠組み、協力合意枠組みのような原則を早期に提携することが望ましいというふうな言葉を入れていただければいいんではないかなと。

内藤座長 違った問題ですね。二国間協定を先行してやるべしという論点の話ですね。

鈴木委員 それは、結局インドなんかに対しても、特にそういう重要な国に対してやると きに対して、枠組み合意とか二国間協定とか、そういうことを......

内藤座長 ということは、二国間協定がなければインドとやるなという、そういうふうに

. . . . . .

鈴木委員 私はそれに近いですね。

遠藤顧問私は全然違う。

内藤座長 全体の雰囲気は、今ここに書いてあるような議論だったかなというふうに思います。ほかにございますか。

なければ、4.の5ページ以降ですね、きょうの議論のところですが、こういう論点整理 でいいかどうかをご議論いただきます。

神田委員。

神田委員 国際展開のところで、一生懸命やっている人たちの気持ちでちょっと、こういう文章が抜けているんじゃないかと思います。

それは、我が国の原子力の技術力とか人材の維持継承のためが目的で、それはひいては安定した電力の確保というのにつながっていくという、そのストーリーが抜けているということと、それから平和利用だけでも原子力を利用するという文化みたいな、そういうものをつくった日本の知識を周辺アジア諸国に広めることは、地域の安全保障につながるんだというような、何かそういうセンスがあったらいいかなという感じを受けるんですが。

内藤座長 ほかにございますでしょうか。

近藤新計画策定会議議長 今、神田委員がおっしゃられたことに対しては、先ほど鈴木委員がクラリフィケーションを求めて、それに対して事務局から答えたところなんですね。国内の技術力というけれど 技術力って何だという問題もあるんです。産業の規模を言っているのか、サンショウは小粒でもぴりりと辛いで、小さなメーカーでも世界に対して貢献できると、それも技術力ですね、技術力の定義がはっきりしないままに、結果的に、産業規模を維持するために輸出ドライブをかけるということを国際社会に発信するぐらい愚かなこと

はないと思うのです。そういう言葉を使って、その結果としてどういう効用・利益があるのか、自己満足のために書くとしか思えないからです。それを書くことがどういう利益を我々にもたらすかという国益の関係で、書くことを決める。それを書くことが国益にかなうとすれば、当然書くべきだと思うんですが、そこのところが必ずしも私には理解できないところがある。事務局がややヘジテイトしてものを言ったので分かりにくかったかと思いますが、そういう迷いがあると言ったのだと思うんです。ですから、そこの点をクラリファイしていただければと思います。

神田委員 いいですか。

そもそも、国際展開は原子力委員会の仕事かというのが、ちょっと検討する必要があるかもしれませんね。だけれども、それを僕は原子力委員会でこういうことを議論するというのは、さっき言いました安定した電力を確保して安全保障上大事だから、それはどこから来ているかというと、それのもとになっているのは、我が国の産業規模が確保されて技術、人材が確保されていると、それはだから何段階もいっているんですが、国際展開がそれにつながるというのは、直接は非常に言いにくいんですけれども、やっぱりこれを安定した電力の確保をする上にこういう問題も重要であるという、そういう形ぐらいしか原子力委員会は関与できないのかなという気がしているんですけれども。ご判断はそっちに任せますので。

内藤座長 ほかにありますでしょうか。

須藤委員、どうぞ。

須藤委員 先ほど議論のあった点ですけれども、最後のページの具体的には 、 、 の 最後に、二国間協定の話なんですけれども、最後に、そのために二国間協定、あるいは合意 の枠組みは早期に、あるいは適当な時期に締結することが望ましいとか、望まれるとか、一 言つけ加えていただけると、先ほどの趣旨が生きると思います。

内藤座長 またということで一つ加えるということですね。わかりました。 ほかにございますでしょうか。

森本企画官 ちょうど先ほど鈴木先生が、燃料サービスあるいはバックエンドについて、 サービスを考えるべきだとおっしゃったところなんですが、今のところ、各国が整備しなき ゃいけないところで廃棄物の話が書いてあるんですね。

鈴木委員 廃棄物。

森本企画官 廃棄物の話が。それで、おっしゃるとおり燃料の供給あるいは引き取りというサービスをオファーする国があってもおかしくはないんですが、ではここの途上国側というか導入国は、発電技術をどこから手に入れるのかというのは今書いていないんですね。つまり、その国が考えなきゃいけないときに、ものはあちらこちらから集めなきゃいけない、その立場側とオファーする側との関係において、体制のところはかなり注目したんですが、

恐らく議論としてはもう一歩進んで、プラントを売り込む際に、燃料サービスあるいはバックエンドサービスを抱き合わせで販売しないと競争力がないのではないかとか、かなり高度な組み合わせ問題になったときには今の話が出てくると思うんですが、調達の問題と供給の問題、ちょっと今どちらをおっしゃっているのかよくわからなかったので、もう少し具体化していただければ。

鈴木委員 両方ですね。MNAの話にも関連していくんですけれども、なぜ今この燃料サイクルの問題が重要かというと、その受け入れる側の国が、例えば日本は原子炉だけ輸出しますと。そうすると、燃料はどうしてくれるんだと言われたときに、自分たちでやっていいですね、自分たちでやりたいですと輸入国が言ったとしますよね、そのときに日本はどう対応するかということも考えなきゃいけないと。

日本は、濃縮も再処理も持っているわけですよね。したがって、逆に向こうから日本に対して濃縮や再処理についても供給してほしいというリクエストが来るかもしれない、そういうことについて今後どう考えていくのかということを、やはりどこかに書いておく必要があるんじゃないですかというのが私のポイントです。

それから、ついでなんですけれども、先ほどの技術力の強化の点なんですけれども、私が 言いたかったことは、原子力産業の国際競争力という言葉がどこかに書いてありましたっけ、 国際競争力という言葉どこかにありましたっけ......

森本企画官 一番最後に、「世界市場で通用する規模と競争力を持つよう体質を強化することを期待する」のところですね。

鈴木委員 そうですね、そこのところが私が大事だということでありまして、そのために 輸出をするとかそういうことではなくて、国際競争力を高めることについて、このグループ としては、それを重要な問題として考えてほしいということを言いたい、こういうことです。 その中の一つに人材の維持とか継承というのが、技術の分野での継承というのがあるという ことです。

森本企画官 逆のストーリーと考えてよろしいですね。今は、人材を維持するために輸出 せよとなっているんだというご意見も一方であったんですが、今のコメントは.....

鈴木委員 逆。

森本企画官 逆ですね。

内藤座長 ほかにございますか。

近藤新計画策定会議議長 鈴木さんの燃料の供給についてのご意見は、ケース毎に基本的 考え方を原子力委員会として持つべきだという提案なのか、そういうことについて検討せよ という提案なのか、後者と理解したんですけれども。

鈴木委員 検討してほしいというのが一つの私の素直な質問なんですけれども、核不拡散

のところで私が言いたかったことは、そういう機微な技術のサービスの能力を持っている日本の今後の政策は非常に重要であると。それについて、日本が機微な技術やサービスを、今後世界にどう供給していくのか、あるいは技術やサービスを要求されたときにどうこたえていくのかというときの原則をつくる必要があるというのが私の意見で、それは私としてはここに書いてあるつもりなんですね。核拡散防止を大前提に、第4条の平和利用の権利を守るぐらいのサービスはすべきだと、こういうことですね。だけれども、現実には難しい状況がいっぱい来ると思いますので、それに対して今回全く、このワーキンググループで議論しないまま出してしまうことは、ちょっと現代の情勢の中では不十分ではないかなというのが私の意見です。

それから、輸出の話についても、原子力発電所の輸出だけを議論して、燃料供給についての、燃料サービスについての議論が全くないというのも不十分ではないかというのが私の考えです。

内藤座長 検討するということ自体もどうかというのがあるかとは思うんですが、要する に言うことは簡単だけれども、本当に実現可能性があるのかというところもあるんだと思う んですね。

鈴木委員 それもあります。

内藤座長 ええ、例えば第二再処理さえ計画が具体化していないときに、そういうことを 世界に向かって言うことが本当に現実的にできるのかというところとか、そういうこともあ るかと思うんですが。

鈴木委員 おっしゃるとおりなので、今すぐというのではないんですけれども、原理原則として考えておく必要があるんじゃないんですかというのが、全くその話が抜けていると、今国際的な市場でいろいろ議論されていることに対して、今、座長がおっしゃったようなことでもいいんですけれども、要するに日本は今、当面の間は国内の需要がいっぱいで供給することができないというなら、それも一つの答えだと思うんですけれども、全く議論をしないままプラントの輸出だけと燃料、全くそれだけで議論が終わってしまうのは、今の国際的な議論の中で重要なところが抜けているんではないかというのが私の意見です。

内藤座長 神田委員。

神田委員 フロントエンドの点につきましては、アメリカ国籍のものが日本で加工してア メリカに出るというときは、すべての協定でカバーできるんだそうです。

バックエンドの方について、懇話会でやっぱり検討しまして、バックエンドのやり方という日本案をつくった。アメリカに持っていったら大変国務省で不評でして、そのまま今外へ出さないでくれと言われたので、止めてあるんです。今、国務省と激しくというか、やりあいをやっている最中でして、ちょっと例を挙げますと、例えばベトナムにアメリカ国籍のも

のが日本で加工され燃料となって行ったと。そこで出た使用済み燃料は、アメリカはベトナ ムに関しては多分アメリカでやるだろうと、それについては特に問題にしない。さっきイン ドネシアとベトナムの印象の違いというのはそこなんですが、インドネシアにそれが出た場 合に、アメリカはどれだけインドネシアに対して責任を持てるかという議論がある。そのと きに、例えば乾式再処理を日本があわせて小型の乾式再処理を発電所と一緒に持ち出したら どうなるかというのをやったら、国務省が本当にヒステリーを起こすように怒りまして、乾 式再処理と湿式は全然違うんだけれども、乾式でトレーニングを受けた人の方が湿式を勉強 するときに早いと。この早いということだけは、核拡散の性格からプラス側に働くというこ とで、湿式と乾式とあれだけAFCIでアメリカは進めているにもかかわらず、これがイン ドネシアに、もし乾式が出るということになるならばもう一度検討させてもらいたいといっ て、物すごい時間がかかっているんです、ここの議論だけで。フロントエンドの方は、いと も簡単に、もう5分ぐらいで議論が済んだんですが、バックエンドの方は、こんなに日本か らいい原案をたくさん持っていったのに非常に時間がかかって、結局今ペンディングになっ ていますから、ここの文章にも書いていないんですけれども、やっぱりしばらくの間、日米 のコンソーシアムで行くとなったら、やっぱりパートナーと一致を見たところを書くべきで はないかというので書いていないだけで検討していないんじゃなくて、検討はもう一番時間 がかかったというのがバックエンドだと思っているんですけれども。

以上です。

近藤新計画策定会議議長 この紙の6ページの の「今後原子力発電を導入しようとして いる国については」というところにずらずらっと、たくさんのことを書いているんですけれ ども、その心は、今は鈴木委員の提起された問題に対する答えを書いているというつもりなんです。

問題は、ケースA、ケースB、ケースCとか、あるいははたまた炉型がどうだったらとか、そういう話を詳細に書くことはほとんど意味がないわけですし、そもそも原子力委員会の仕事は、基本的考え方の提示ですから、やっぱり核不拡散体制の整備とか、そういうおよそ常識的なことについて、きちんとしていくと。あるいは国内体制の整備についてもさまざまな課題があるでしょうと、しかし、それを克服していくことが必要ですとまず言って、そういうものを整備していく過程で、我々は例えば核不拡散体制の整備等々についてノウハウ、知見を提供していくと、これが大事ではないでしょうかといっているわけです。その中にお話のことも当然含まれるのですけれども、逆にこれだけでは余りにも一般的過ぎて、委員が思っておられる事項が入っていると読み切れないとすれば、そういう燃料サイクルにかかわるとか、表現を一言入れることはできるかもしれないと思いますので、ちょっと検討させていただくということかなと思います。

内藤座長 武黒委員、先ほど発言を求められておられましたね。

武黒代理 濃縮にしる再処理にしる、日本では今、鈴木委員は持っているとおっしゃいましたけれども、現実には濃縮も、もう1回技術開発を整理し直そう、再処理はまさにこれから始めて、当事者能力を持てるかどうかということは自分たちでこれから磨こうとしている、まだ足元もおぼつかないところもあるかもしれませんので、その状況で国際展開まで考えるというのはいささかというか、余りにも背伸びし過ぎているという気が、事業者としてはしているというのは率直なところです。

鈴木委員 私は、国際展開を積極的にしるという意味で発言したのではなくて、頼まれる ことがあるかもしれないから、そのときの原理原則を考えておく必要があると言っただけで ありまして、積極的に推進しろといった覚えは、そういうつもりで言った覚えはありません。

内藤座長 当初、5時ということをお話申し上げておりましたが、その時間に近づいてまいりました。ほかに特段、各委員からのご意見がないようでしたら、きょうの議論を終わりにしたいと思います。

本日、これまで3回にわたりましたワーキンググループの議論、特にその論点整理の部分につきまして、貴重なご意見をたくさんいただきましたことを感謝いたしますが、これらをどう策定会議の方にフィードバックしていくか、資料等のつくり方につきましては座長預かりということにさせていただきまして、事務局の方で修正案等をつくりまして、後日、委員の皆様方と書面でやりとりをさせていただきたいというふうに思っておりますので、その上で4月の下旬の策定会議にお諮りしたいと思っております。

この国際問題検討ワーキンググループにつきましては、2月21日の第1回から、非常に駆け足で密度の濃い日程でございましたけれども、各委員の皆様方に大変お忙しい中でもありましたけれども、ご協力いただきまして成果を見ることができたということを感謝しております。この場をおかりしまして、改めてお礼を申し上げます。皆さん、本当にありがとうございました。

近藤新計画策定会議議長 内藤座長がおっしゃられたことを繰り返す必要もないと思いますけれども、年度未並びに年度初め、大変お忙しい時期に精力的にご議論をいただきましたこと、大変ありがたく、改めて感謝を申し上げます。

策定会議の方には、皆様の問題意識を踏まえて十分に事務局が頭をひねった紙が出ていくかと思いますけれども、なお不十分な点もあるかと思いますけれども、引き続きアドバイスをいただければというふうに思っております。内藤座長をはじめ、皆様、本当にありがとうございました。

森本企画官 あと簡単にですが、議事録につきまして、通常どおり作成させていただき、 送らせていただきたいと思います。 論点整理の紙についてですが、一たん既にコメントいただいているところを踏まえて、も う一遍修正を入れ、構成等ももう少し考えた上で送らせていただきたいと思います。

それで、別途また書面等で、もしいただくようなことが今現在の追加であれば、なるべく早く、一両日じゅうくらい、既にご用意いただいているものがあれば、お願いしたいと思います。

それからあと、プレスの方へのブリーフィングは、この場所で引き続きすぐ行いますので、 お願いします。

ありがとうございました。

内藤座長 お世話になりました。